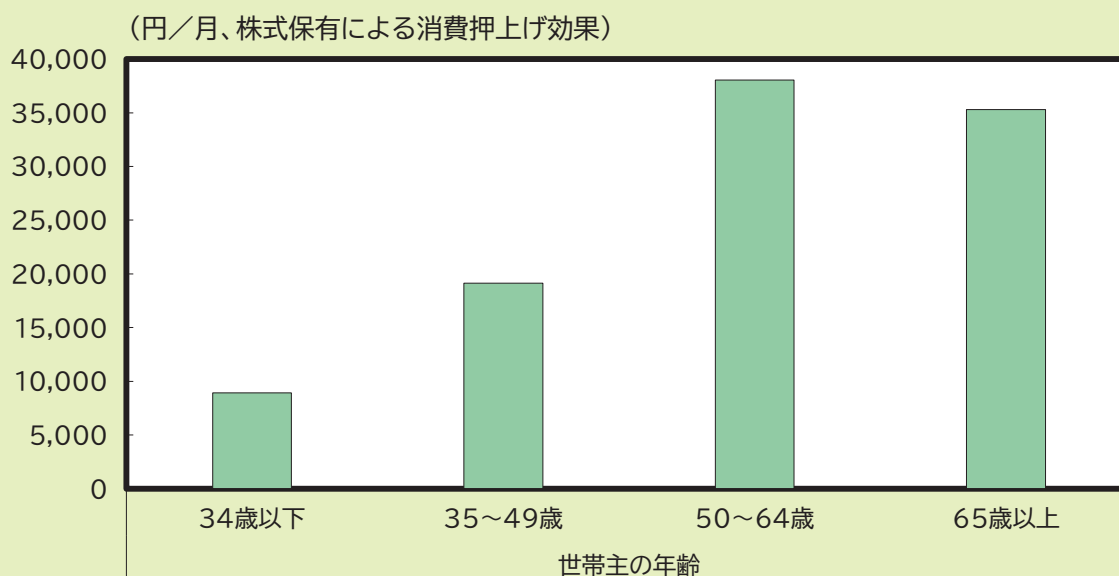


### 第2-1-29図 株式保有の有無が個人消費に与える影響の推計結果

株式保有世帯では同一属性の非保有世帯対比で消費支出が多い傾向



(備考) 1. 総務省「家計調査」の調査票情報を独自集計して作成。  
 2. 世帯属性などをコントロールした消費関数を推計し、株式保有の有無が消費支出に与える影響を図示した。金額は月額換算したもの。詳細は付注2-5を参照。

## 第2節 少子化と家計経済

我が国では、出生数が初めて100万人を割り込んだのが2016年だったが、2019年に90万人、2022年に80万人を割り込むなど急速な少子化が進んでいる。少子化、人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済社会は縮小し世界第三位の経済大国という国際社会における立ち位置にも大きな影響が及ぶほか、地域社会や社会保障制度の維持も難しくなる。本節では、こうした現状を踏まえて、少子化が我が国のマクロ経済に及ぼす影響について分析すると共に、少子化の背景とその対策について考察する。

### 1 少子化の現状と経済への影響

ここでは我が国における少子化と呼ばれる現状を概観した上で、少子化が我が国経済に及ぼす影響を分析し、少子化対策がなぜ必要なのか確認していく。

#### ●少子化の進行には歯止めがかかっていない

まず、少子化の現状を確認する。出生数は1973年の第二次ベビーブーム以降は緩やかな減少傾向にあり、2000年代入り後には幾分減少ペースが緩やかになっていたが、2015年以降は

再び減少ペースが加速している（第2-2-1図（1））。現在の出生数自体は、過去の少子化の進展による出産期相当の女性の人数減少の影響を受け続けるので、足下の出産動向を把握する上では出生率（女性の一人当たりの出生人数）をみることに有用である。その際、以下の二つの統計的尺度からみてみよう。まず、よく参照される出生率として、「期間合計特殊出生率」をみてみよう。これは、当該1年の15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したものを指す。第2-2-1図（1）で示したとおり、期間合計特殊出生率は、出生数同様に1973年以降は低下傾向にあり、その後2005年を底に幾分回復し、2015年以降は再び幾分低下する状況となっている。ただし、期間合計特殊出生率は、一人の女性に対して15～49歳という長い期間における出生動向を計測する指標であることから、各個人が一生のうちに出産する予定人数が不変だったとしても、出生タイミングがずれることで変動することには注意が必要である。実際、我が国では、近年は晩婚化・晩産化が進んでおり、女性が一生で産む子どもの人数に変化がなかったとしても、晩産化が進んだコーホートの出産時期のずれにより、期間合計特殊出生率は一度低下した後に、2005年以降に反転上昇した可能性がある（第2-2-1図（2））。その後、2015年以降反落している背景には、2015年以降第一子出産年齢の上昇が一服するなど、出産タイミングの後ずれペースが緩やかになったことが考えられる。本質的には、女性が生涯で産む子どもの人数こそが、長期的な出生動向を判断する上では重要である。しかしながら、期間合計特殊出生率は、出産タイミングにトレンド的な変化がある局面ではこうした本質的な変化がみえにくくなるという欠点がある<sup>47,48</sup>。

そこで、もう一つの出生率の概念である、「コーホート合計特殊出生率」をみる（第2-2-1図（3））。これは、生まれ年別にみた女性の49歳まで（50歳になる時点までであることから、以下では「50歳時点」と呼ぶ）の出生率を示す概念だが、ここでは、生まれ年別に、それぞれ30歳時点・35歳時点・40歳時点・50歳時点までの出生率をみた<sup>49</sup>。30歳時点までのコーホート合計特殊出生率は、1970年代後半～1980年代前半生まれの世代まで一度横ばいに近い動きとなった後に、1980年代後半生まれ以降の世代では再び低下するなど、反転はみられない。他方、40歳時点の出生率をみると、1970年代生まれ以降のコーホートでは緩やかではあるが上昇傾向にある。コーホート合計特殊出生率は、年齢時点が上がるほどに、生涯概念に近い出生率が計測できる一方で、現時点でその年齢に達している女性に限定されたデータになるため、直近世代の状況が把握しにくくなるというトレードオフがある。前掲第2-2-1図（2）にあるとおり、第二子・第三子までの平均出産年齢が30歳代であることを踏まえると、40歳時点のコーホート合計特殊出生率は、こうしたトレードオフを踏まえても、一つの有用な参照

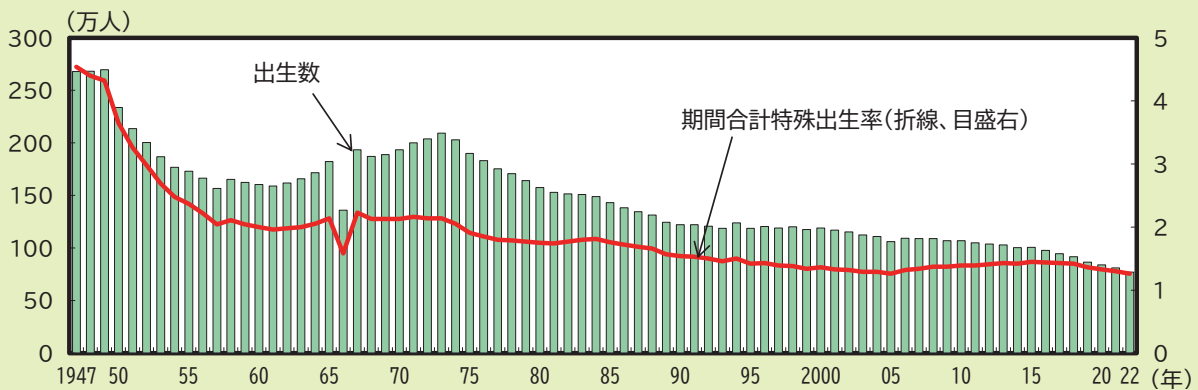
- 注 (47) また、「丙午」にあたる1966年は出産が避けられたことから期間合計特殊出生率が大きく低下したが、この多くはタイミングのずれによるものだけであると考えられ、1967年には急回復している。次の「丙午」は2026年にあたるため、一時的に期間合計特殊出生率に振れが生じる可能性がある。
- (48) 我が国の人口動態統計における合計特殊出生率は、日本人の再生産力を示す指標であるため、分子には日本人の父と外国人の母の間に生まれる日本国籍児を含んだ計算となっている。そのため、短期的にはこの指標は日本人女性の出生率と大きくかい離しないが、やや長い目で見れば異なる動きとなることに注意が必要。詳しくは、第70回E S R I政策フォーラム（2023年6月23日）を参照。
- (49) 一般的には、49歳までの出生数により定義されるが、ここではそれ以前の年齢時点までの同一コーホートの合計特殊出生率も、便宜上、その年齢時点までのコーホート合計特殊出生率と呼んでいる。

時点と考えられる。この基準でみて、僅かではあるがこのところ反転上昇がみられることは、2000年代以降に政府が進めてきた少子化対策の一つの柱であった就労と育児の両立を支援するための施策にも一定の効果があった可能性が示唆される。ただし、その変化は小さなものとなっており、30・35歳時点の出生率でみれば反転の兆しがないことから、全体としては少子化の進行には歯止めがかかっているとは言い難い状況だろう。

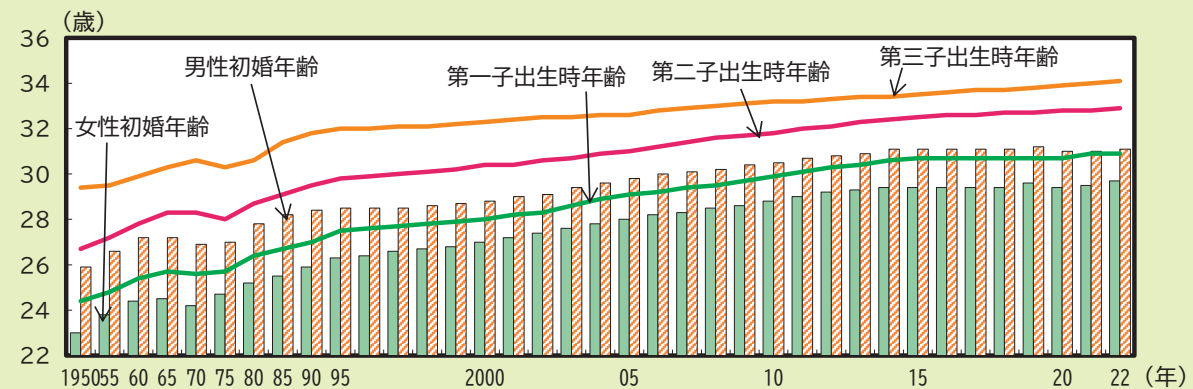
### 第2-2-1図 我が国の出生動向

晩婚化の下で少子化が進行

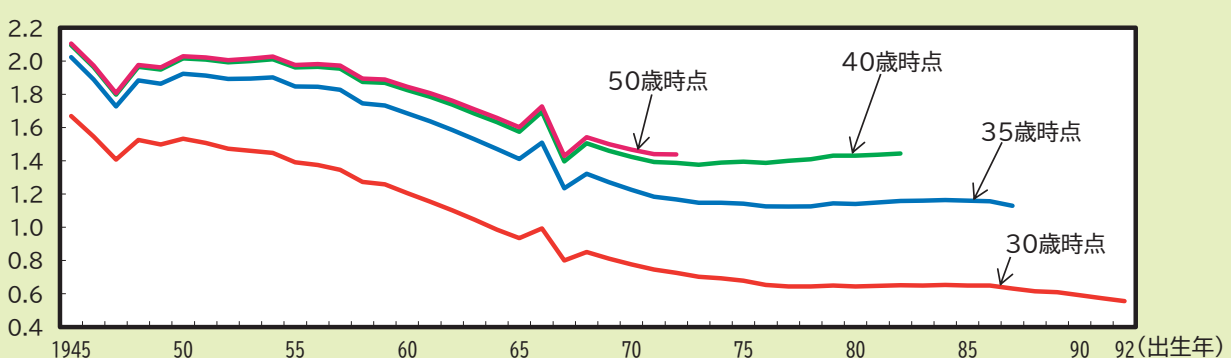
(1)出生数と期間合計特殊出生率の推移



(2)平均初婚年齢と母の平均出生時年齢



(3)コーホート合計特殊出生率の推移

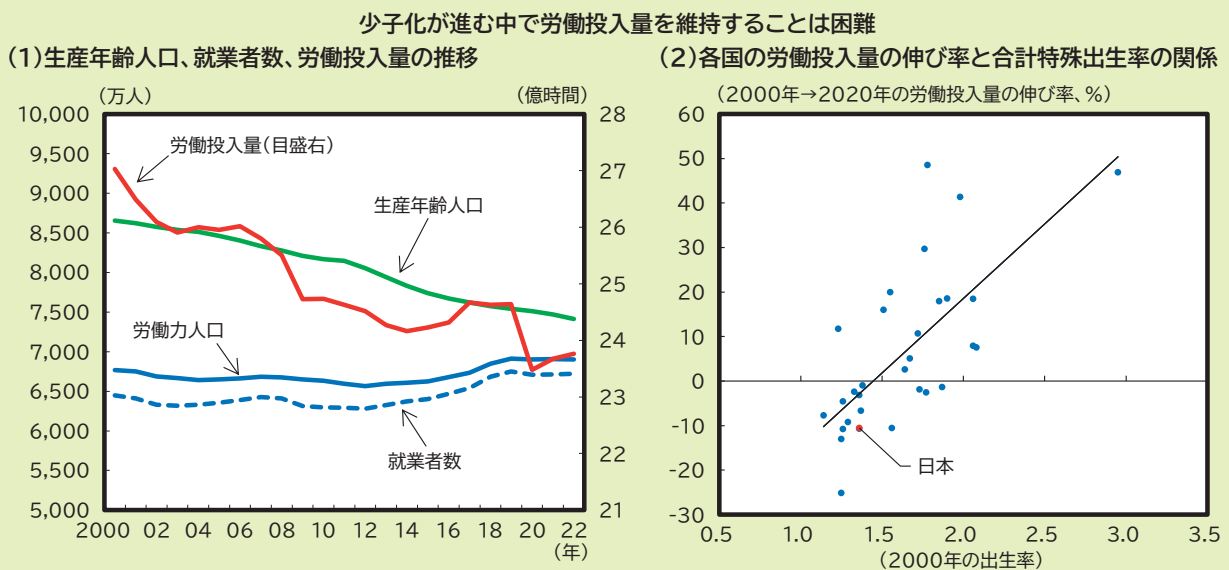


(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」、厚生労働省「人口動態統計」により作成。  
 2. (1)及び(2)について、2021年までは確定数、2022年は概数。

### ●長い目でみた労働投入量の減少を抑制する観点からも少子化対策は重要

ここからは少子化がマクロ経済に及ぼす影響を考察していく。まず、我が国の労働投入量への影響である。少子化の進行は、国内の生産活動の中心的な担い手である生産年齢人口（15～64歳）の減少継続につながる。その間、65歳以上の老年人口の割合が高まる高齢化も同時に引き起こす。生産年齢人口は、主要な労働の担い手でありその減少は労働投入量の下押し圧力となる。我が国では生産年齢人口が減少する中であっても、女性や高齢者の労働参加率の上昇により、就業者数や労働力人口は増加傾向を維持しているが、就業日数や時間に制約のある労働者の参加では、労働投入量（人数×時間）の減少を全てカバーできているわけではなく、長い目でみれば労働投入量は減少傾向で推移している（第2-2-2図（1））。我が国においては、ワークライフバランスの改善や労働生産性改善を企図した働き方改革が進められてきたことも、労働投入量の減少に影響しているとみられるが、国際比較をしても、2000年の合計特殊出生率が低く少子化傾向が強い国ほど、その後の労働投入量の伸びも弱いという関係が観察される（第2-2-2図（2））。

#### 第2-2-2図 少子化と労働投入量



- (備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」、OECD.Statにより作成。  
 2. (1)の労働投入量は延べ週間就業時間。東日本大震災による欠損値（2011年）は、東北3県（岩手県、宮城県及び福島県）を除く参考値を基に補完。  
 3. (2)の労働投入量は、労働力人口×年間総労働時間により算出。  
 プロットしたのは、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ラトビア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国、アメリカの31か国。

こうした人口動態は、賦課方式である社会保障制度の下で収支均衡を図ろうとすれば、給付を抑制しない限り現役世代の負担の増加につながる。我が国では、世代間・所得階層間での給付と負担の割合に関する国民理解の下で、全世代型社会保障制度改革が進行中であるが、高齢

者の労働投入量は若年・壮年期と比べて限られることから、生産年齢人口が減れば引退世代を支えるマンアワーベースでみた労働投入量を維持することは非常に困難である。

### ●短期的にみても少子化により個人消費に下押し圧力が生じる

子育て世帯では子育てのための追加的な支出が発生し、子育て関連の財・サービスの提供者の所得につながっていることを踏まえれば、少子化は関連産業の生産活動に影響を及ぼす。したがって、短期的にみても我が国の経済活動の下押しに作用する可能性がある。

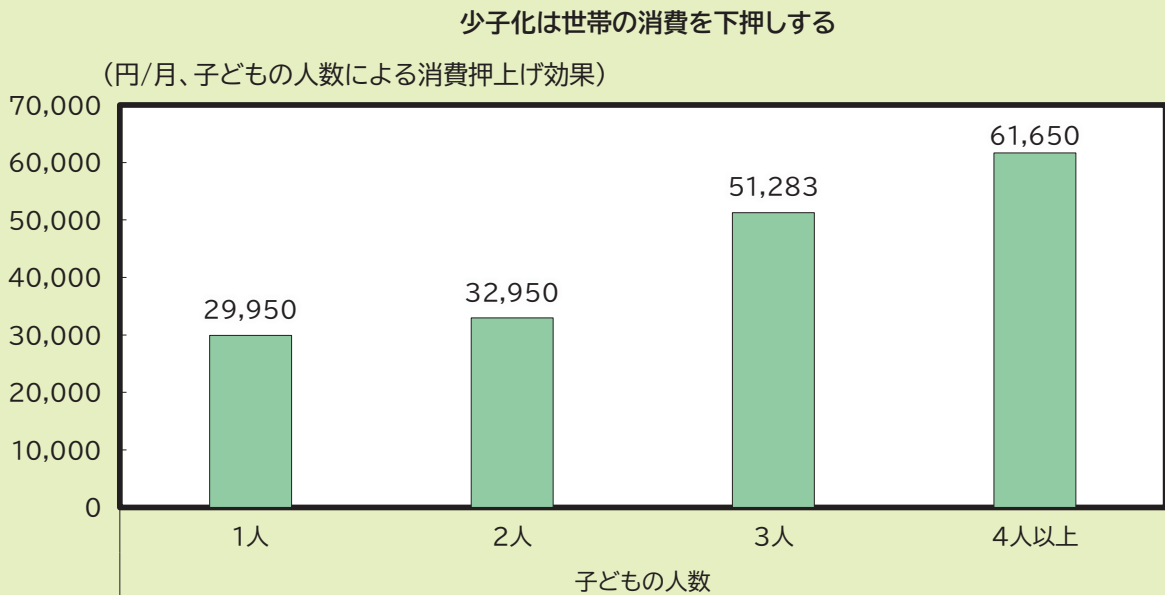
子どもの人数が世帯消費に及ぼす影響をみるためには、所得・資産保有状況の違いや、子どもの有無による子育て関連費用以外の消費支出の違いが、世帯消費全体に及ぼす影響を考慮して推計を行う必要がある。そこで、前掲第2-1-29図で構築した総務省「家計調査」の調査票情報を利用した世帯レベルの消費関数を用いて、子どもの人数が増えることによる世帯単位の消費への影響をみる（第2-2-3図）。

結果の含意は大きく次の二点である。第一に、子どもの数が増えるとそれに応じて統計的に有意に世帯消費が増加する傾向がある。具体的には、年齢・世帯の成人人数・可処分所得などの世帯属性をコントロールした上でも、子ども1人世帯では無子世帯対比で1か月当たりの消費支出額が+3万円程度、子ども2人世帯では同+3.3万円程度、子ども3人世帯では同+5.1万円程度、子ども4人以上世帯では同+6.2万円程度増える<sup>50,51</sup>。この事実は、少子化対策を行うことによって短期的には家計消費支出の誘発が期待できることを示唆している<sup>52</sup>。

第二に、子育て費用には規模の経済性が働いている可能性がある。具体的には、子どもの人数が0人→1人での消費支出は+3万円程度であるが、そこから子どもの人数が2倍、3倍になっても、消費支出増加額は2倍、3倍に増えている訳ではない。

- 注 (50) これは子育て費用自体を指すのではなく、子育て費用の増減と、それ以外の支出の増減をネットした消費支出全体の増減額（対無子世帯）である。
- (51) ここでの推計結果は、利用するデータや推計方法によって変わり得るため、十分幅をもって解釈する必要がある。
- (52) 推計期間中の20～40代の無子世帯（二人以上世帯）の1か月当たりの平均消費支出額は258,890円であり、子どもがいることによる消費支出の誘発効果は、子ども1人で11.6%程度、2人で12.7%程度、3人で19.8%程度、4人以上では23.8%程度である。

## 第2-2-3図 少子化と個人消費



(備考) 1. 総務省「家計調査」の調査票情報を独自集計して作成。  
2. 世帯属性などをコントロールした消費関数を推計し、子どもの人数が消費支出に与える影響を図示した。金額は月額換算したもの。詳細は付注2-5を参照。

## 2 少子化の要因とその対策

本項では、我が国において少子化が進行している背景について、結婚行動と出産行動の両側面から分析し、必要な対策について考察する。

## ●最近の少子化は人口減少・非婚化・夫婦の出生率低下の三重の下押しで進行

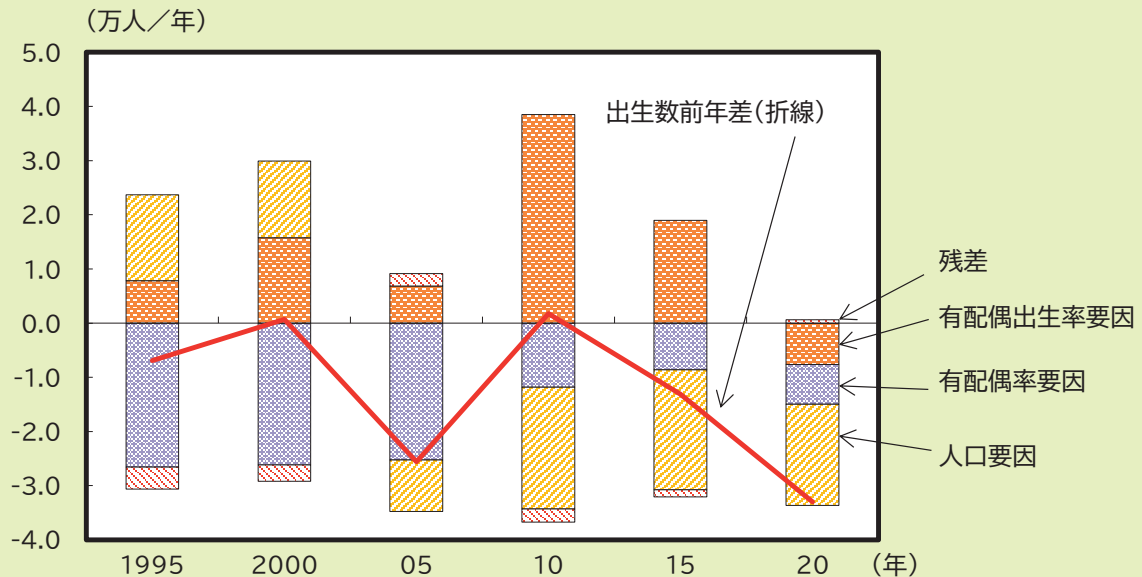
出生数の低下はどのような要因によりもたらされているのだろうか。ここでは、我が国の出生数の変動を①人口要因（女性数自体の減少）、②有配偶率要因（結婚の減少）、③有配偶出生率要因（夫婦の出産の減少）、という三つに要因分解する<sup>53</sup>（第2-2-4図）。これをみると2005年以降の出生数の減少に対しては人口要因、すなわち過去の少子化の影響で女性の人口自体が減少していることにより生じる下押しの影響が最も大きくなっている。一方、有配偶率要因も1990年代以降継続して下押しに寄与している。また、有配偶出生率要因は、2015年頃までは押し上げ要因となっていたが、直近の5年間では下押しに寄与している。すなわち、2015年から2020年にかけての出生数の減少は、女性人口の減少・非婚化の進行・夫婦の出生率の低下、の三重の要因により進んだと言える。女性人口の減少は、過去の少子化の結果として現れているものであり当面は下押し圧力となり続けることが見通されるが、有配偶率と有配偶出

注 (53) 要因分解の手法は藤波（2022）を参考にしている。この間、婚外子割合が安定していることを前提とした分解。

生率は、現下の社会・経済環境の変化により、早期に反転させることも不可能ではないと考えられる。そこで、以下ではこの二つの要因に注目して分析を行う。

第2-2-4図 出生数の要因分解

足下では、人口要因・有配偶率要因・有配偶出生率要因の三重の下押しにより少子化が進行



- (備考) 1. 総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態統計」により作成。  
 2. 母の年齢が15歳から49歳までの出生が対象。各年の数値は、5年前との数値差を年率換算したものである。各要因については、  

$$\text{出生数} = \sum_a \text{人口}_a \times \text{有配偶率}_a \times \text{有配偶出生率}_a$$
 (添字aは年齢aにおける値であることを表し、 $\sum_a$ は年齢別値の総和を表す。)であることから  

$$\text{人口要因} = \sum_a \Delta \text{人口}_a \times \text{有配偶率}_a \times \text{有配偶出生率}_a$$
  

$$\text{有配偶率要因} = \sum_a \text{人口}_a \times \Delta \text{有配偶率}_a \times \text{有配偶出生率}_a$$
  

$$\text{有配偶出生率要因} = \sum_a \text{人口}_a \times \text{有配偶率}_a \times \Delta \text{有配偶出生率}_a$$
 とした。ここで、 $\Delta$ は5年間の増減の年率換算値を表す。

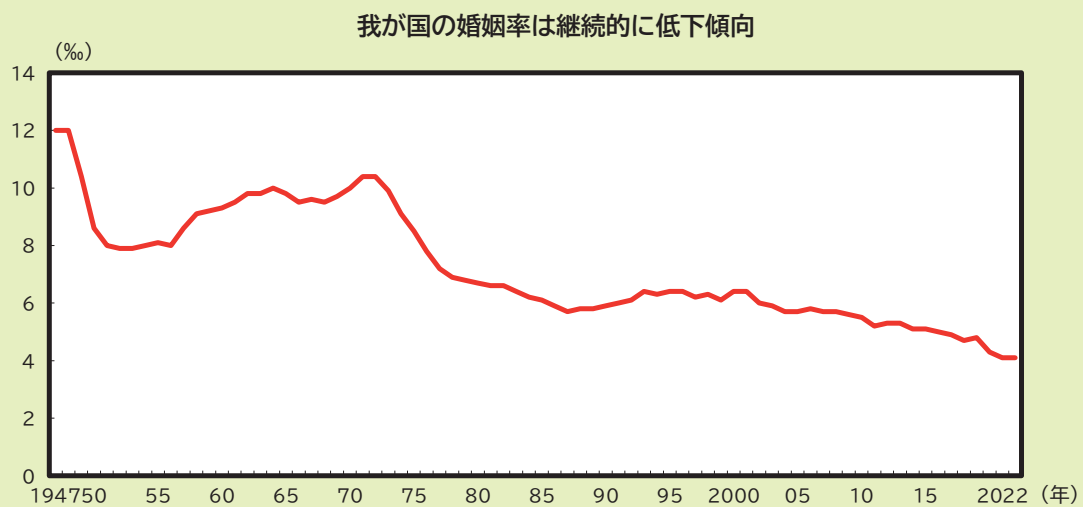
●若年期の所得向上が婚姻率向上の鍵

まずは、有配偶率についてみてみよう。前掲第2-2-4図の寄与度分解に明らかなように、我が国の少子化の大きな原因の一つは非婚化である。我が国の婚姻率をみると、継続的に低下しており、1970年に10%<sup>54</sup>にあったところから、2000年に6.4%、2022年には4.1%まで低下している<sup>55</sup> (第2-2-5図)。非婚化の進行は、ライフスタイル・嗜好の変化等様々な要因が複合的に重なって生じている事象であると考えられるが、ここでは経済環境に注目する。まず、男女別に所得と結婚行動の関係をみてみよう (第2-2-6図)。30代の男性有業者では、年収が高いほど未婚率が低い傾向にあり、この傾向は2012年からほとんど変わっていない。他方

注 (54) 千分率。0.001を1%とする表記。  
 (55) 国勢調査結果により算出すると、50歳時点の未婚率でも、1970年時点で男性1.7%、女性3.3%だったところから、2020年には男性28.2%、女性17.8%まで上昇している。

で、30代の女性有業者では、こうした傾向は男性ほど顕著ではない。女性では、200万円未満の未婚率が低く、ここには結婚後に扶養の範囲内で働く女性が含まれている要因があり、必ずしも結婚前の年収の低い女性が結婚しやすいことを示唆するものではないが、年収と未婚率の関係には男女差があることがうかがえる。これらを踏まえると、男性の年収と婚姻率の関係からは、所得が高いほど未婚率が下がる傾向があり、経済的な理由が結婚行動に大きな影響を及ぼしていることが示唆される<sup>56</sup>。この点で、若年層の所得向上は婚姻率を高める上で重要である<sup>57</sup>。

### 第2-2-5図 婚姻率の推移



- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」、総務省「人口推計」、厚生労働省「人口動態統計」により作成。  
2. 2021年までは国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」における婚姻率、2022年は内閣府で算出。

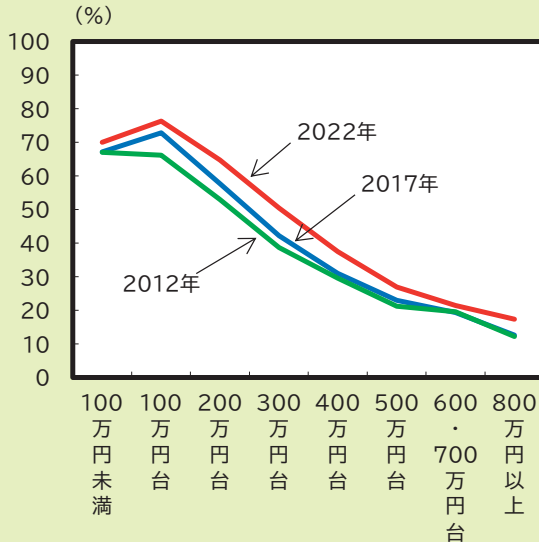
- 注 (56) 結婚自体は、家賃・光熱費を共用すること等による経済合理的なメリットも存在するが、子どもが生まれることを想定して結婚後には経常的な費用が増えるとの見方が多いとみられる。子育て費用が、結婚行動自体に影響を及ぼしている可能性については、後掲第2-2-18図でも議論している。  
(57) 若年期の結婚行動と就業行動に関する多くの先行研究でも、若年期の非正規雇用がその後の結婚・出産の遅れを通じて少子化の一因となっているとの指摘がなされている。例えば、酒井・樋口(2005)、永瀬(2002)を参照。



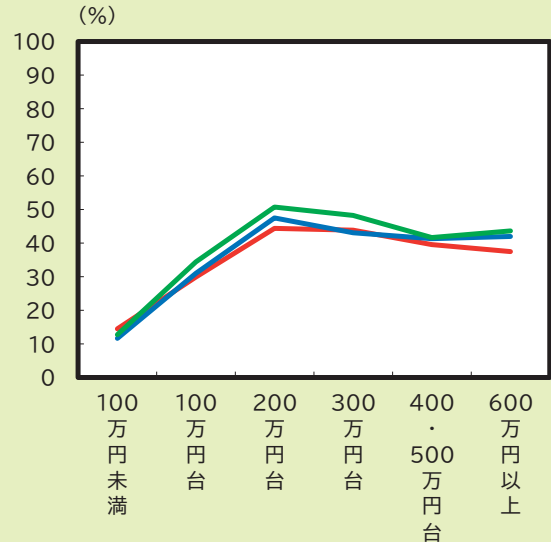
第2-2-6図 男女別にみた年収区分別の未婚率

男性では年収が下がるほど未婚率が上がる関係

(1)男性(30代有業者)



(2)女性(30代有業者)



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」により作成。  
 2. 有業者には非正規雇用者を含む。  
 3. ここでは、就業構造基本調査における「所得」を年収と表記している。

● 出産後の女性の所得が下がりにくい環境の整備が結婚のハードルを下げる可能性

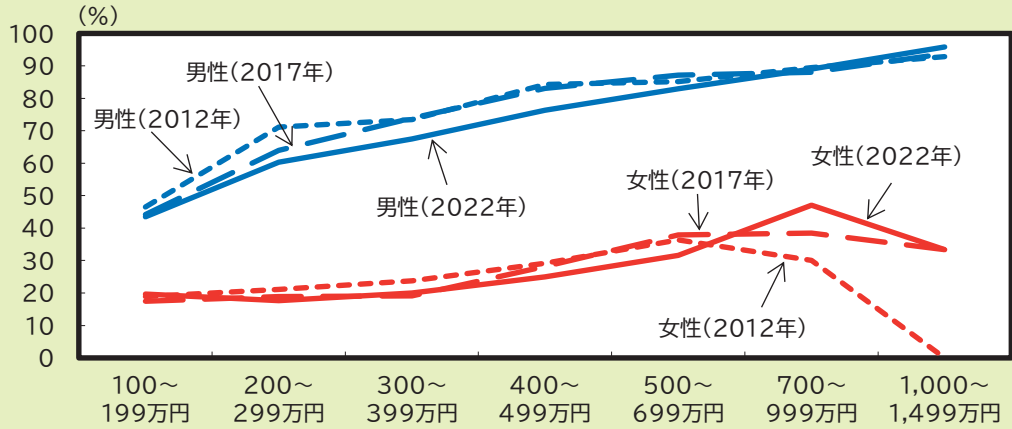
次に、子どもがいない結婚している男性・女性について<sup>58</sup>、年収区分別に、主稼得者（配偶者よりも年収区分が高い者）の割合を比較すると、男性では年収が400万円を超えると、75%を超える（第2-2-7図（1））。一方で、女性側からみると、400～499万円の層でも、主稼得者になっている者の割合は25%、700万円を超えても4割程度である。こうした配偶者間の男女差は、2012年から2022年までの10年間で大きくは変わっておらず、男性の方が所得の高い組み合わせであることが、結婚のマッチング条件となっている可能性が考えられる。他方、未婚若年層の所得階級別の男女の人数比をみると、20代では300～499万円では男女の人数比はほぼ拮抗しており、女性の年収が500万円を超えるとこれを上回る年収区分の男性人数は1倍を下回る。また、30代女性でも年収が500万円を超えると、これを上回る年収区分に所属する男性の人数は1倍を下回り、こうしたマッチング条件が、結婚へのハードルとなっている可能性がある（第2-2-7図（2））。また、内閣府が実施した意識調査による結婚相手に求める年収と、未婚の異性の実際の年収を男女で比較しても、女性では分布の乖離が目立つ（第2-2-8図）。男性では、相手に求める年収区分と、有業かつ未婚の女性（20～39歳）の実際の年収区分のピークは一致しているが、女性側からみると、両者には200万円程度の開きがある。

注 (58) 出産・育児により夫婦のどちらかの労働時間を削減する必要に迫られていない夫婦をみるため、子どもがいない世帯をみている。

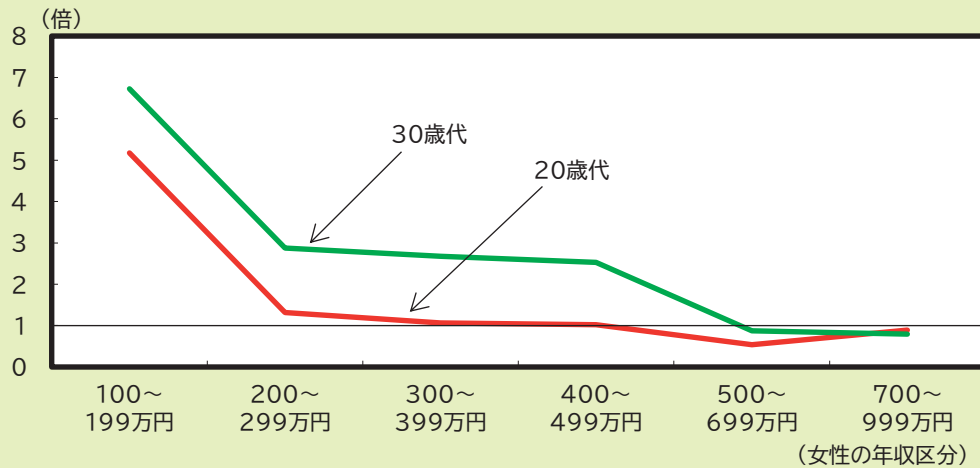
第2-2-7図 男女別にみた配偶者との年収の関係性

女性の年収が高くなっても、男性の方が収入が高い組み合わせの結婚が一般的

(1)男女別にみた配偶者よりも年収区分が高い割合(夫婦のみ世帯)



(2)女性より高い年収区分に属する男性の人数比(対女性)

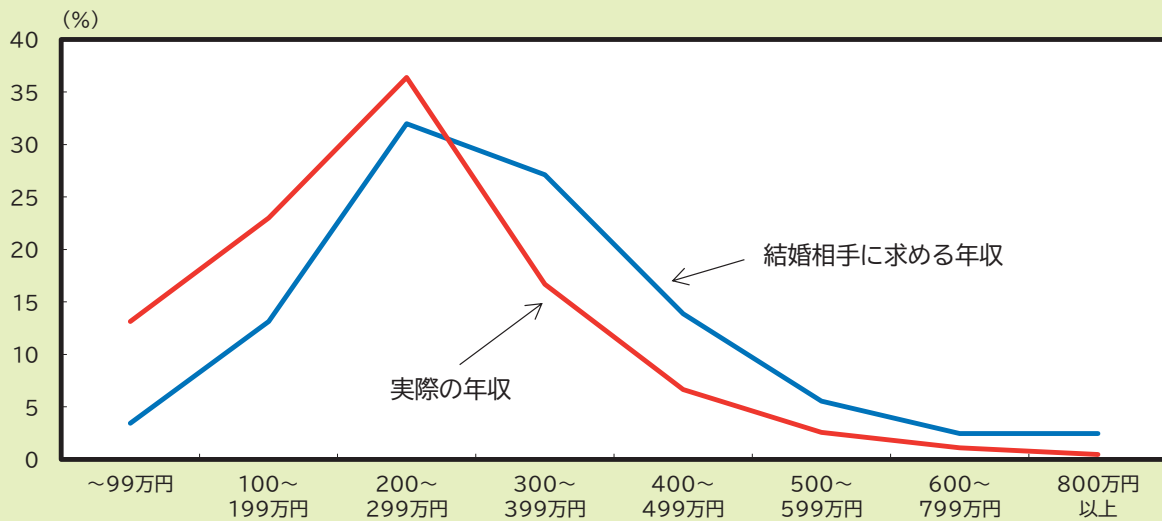


- (備考) 1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」、「令和4年就業構造基本調査」により作成。  
 2. (1)でいう年収とは、各調査時点において夫婦のみ世帯である夫婦の過去1年間のそれぞれの仕事からの収入を指す。  
 3. (2)は、2022年時点における有業かつ未婚の男女が対象。また、就業構造基本調査における「所得」を年収と表記している。

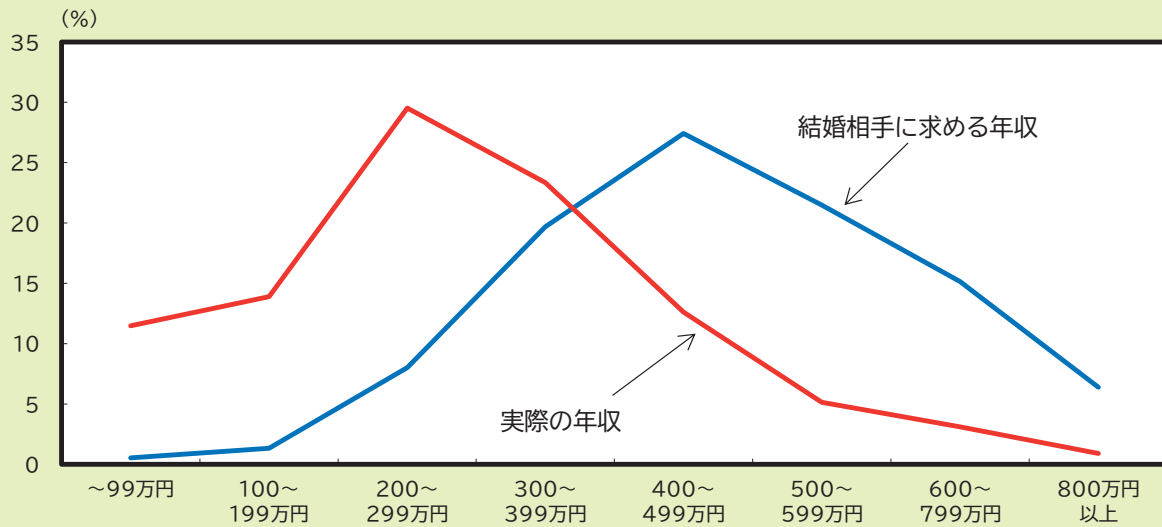
第2-2-8図 結婚相手に求める年収と実際の年収

女性では結婚相手に求める年収と現実のかい離が大きい

(1)男性(未婚の20~39歳)が結婚相手に求める年収



(2)女性(未婚の20~39歳)が結婚相手に求める年収



- (備考) 1. 内閣府「少子化社会対策に関する意識調査」(平成31年3月)、総務省「平成29年就業構造基本調査」により作成。  
 2. 結婚相手に求める年収は、「収入は関係ない」、「わからない」と回答した者を除いて算出。  
 3. 実際の年収は、20~39歳の有業者かつ未婚者の値。  
 4. ここでは、就業構造基本調査における「所得」を年収と表記している。

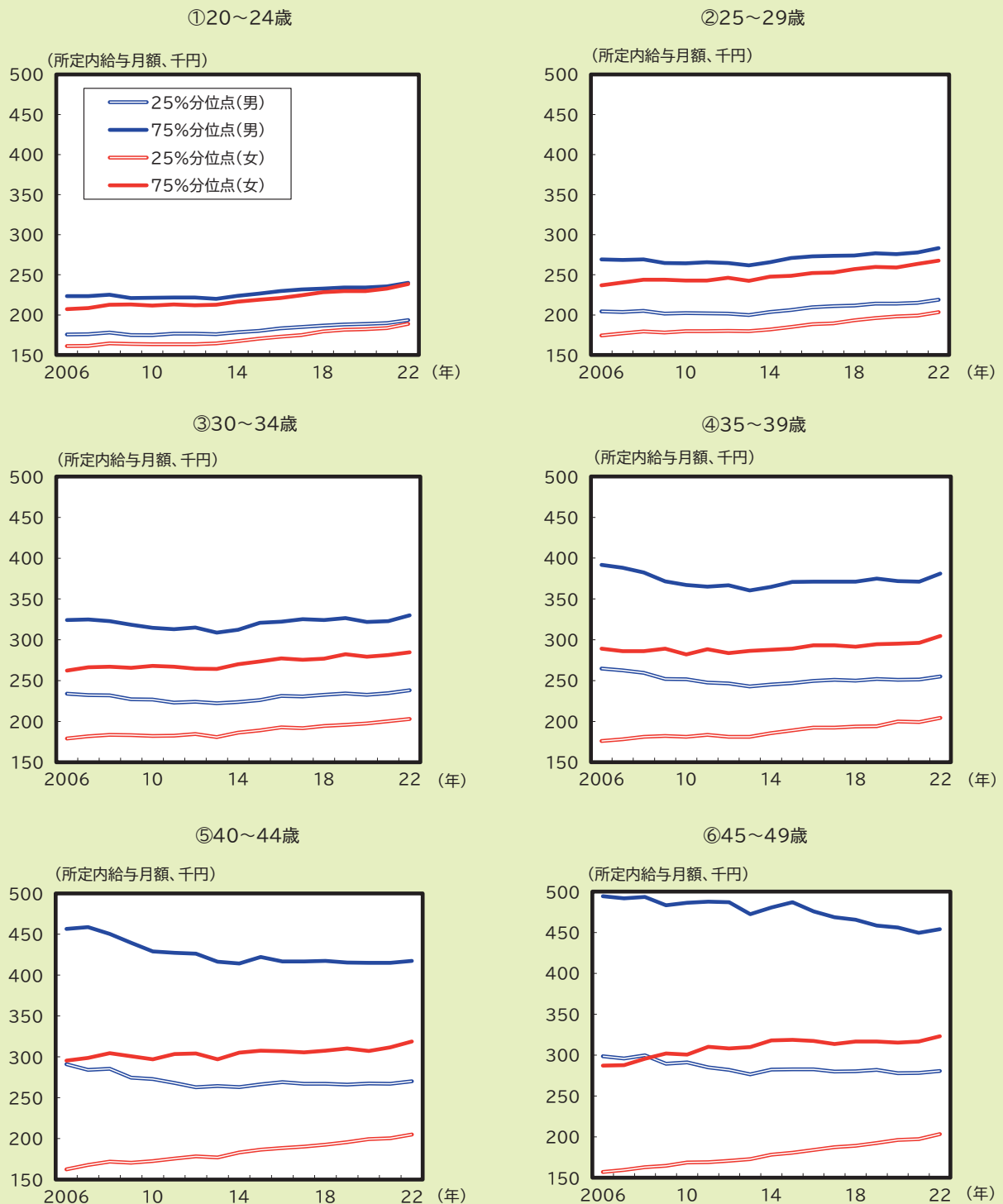
女性の方が男性よりも収入が高い組み合わせでの結婚が少ない背景には、男性が世帯の主稼得者であるべきという伝統的な価値観の影響も否定できないが、こうした収入は結婚・出産前の収入であり、子どもの出生後の収入やキャリアパスの見通しの男女差が影響していることも考えられる。すなわち、男性は結婚や子供の出生前に安定的なキャリアプランと収入増を見込んでいることが多いのに対し、女性は収入増を伴うキャリアプランの実現と家族を持つことの

両立が難しいことを念頭に置いている可能性がある<sup>59</sup>。実際、男女の年収25%分位点（年収が低い方から数えて25%の者の年収）～75%分位点（年収が高い方から数えて25%の者の年収）の分布の重なるの推移を確認すると、20代では、男女の分布は足下では顕著に近づいており、特に20～24歳ではほぼ一致している（第2-2-9図）。他方で、30歳を超えると分布の重なりが小さく、依然として男女間の賃金分布の大きな差が確認される。これは、第1節でみたとおり、出産後の女性の労働所得の減少や統計的差別の影響により、30代以降の男女間賃金格差が大きいことによる。すなわち、出産後に女性の労働所得が減少することが多いが、このことが結婚前の女性の生涯収入の見通しの不確実性を高め、結婚時に夫に高い年収を求める傾向につながっている可能性がある。出産後の女性の労働所得の下落を小さくする取組を進めることは、女性が結婚相手に求める年収の低下につながり、結婚へのハードルを低くすることも期待される。

注 (59) 後掲第2-2-9図にあるとおり、30代以降の男女の賃金分布は徐々に重なる部分が増えており、こうした見方も徐々に変化しているとみられる。他方、国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」（2021）によれば、18-34歳の未婚女性の理想と予想のライフコースを比較すると、34%が両立（結婚し、子どもを持つが、仕事を続ける）、12%が非婚就業（結婚せず、仕事を続ける）を理想とするのに対し、予想では非婚就業が33%と両立の28%を上回る。

第2-2-9図 年齢階層別にみた男女の賃金分布の推移

20代の男女の賃金分布は重なりが大きくなってきたが、30代以降ではかい離が大きい



(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により作成。  
2. 男女とも一般労働者の値。

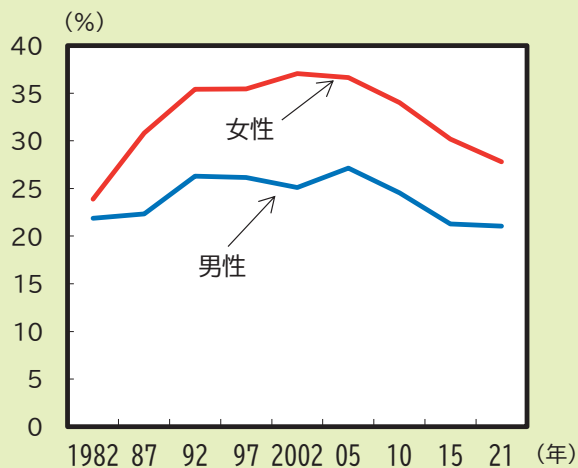
### ●若年期の所得が、交際願望を通じて結婚行動に影響する可能性

経済環境の変化がライフスタイルや嗜好に影響を及ぼし、それが結婚行動に影響する可能性も考えられる。例えば、我が国の若年層に占める恋人・婚約者がいる者の割合は、2000年代入り後は低下傾向にあり（第2-2-10図（1））、未婚者の中でも交際相手がおらず、かつ交際を望まない者の割合も高まっているとの調査が存在する（第2-2-10図（2））。同調査の中で、交際相手を望まない者の割合を属性別にみると、自らが無職、パート・アルバイトである場合に高い傾向が男性側で顕著に観察され（第2-2-10図（3））、各個人の雇用・所得環境が、交際や結婚への選好を弱めている可能性は否定できない。

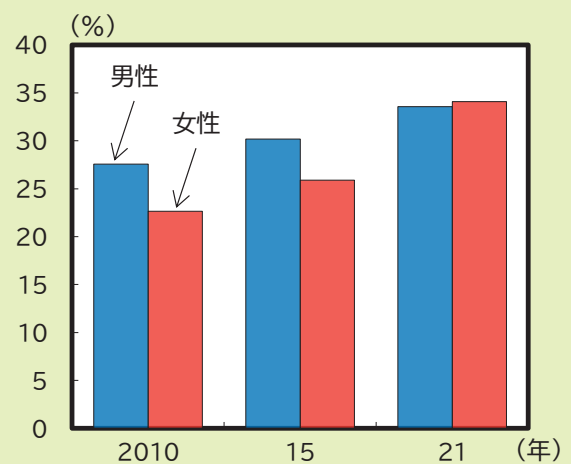
#### 第2-2-10図 交際願望と就業形態

無職、パート・アルバイトである者ほど交際願望も薄い

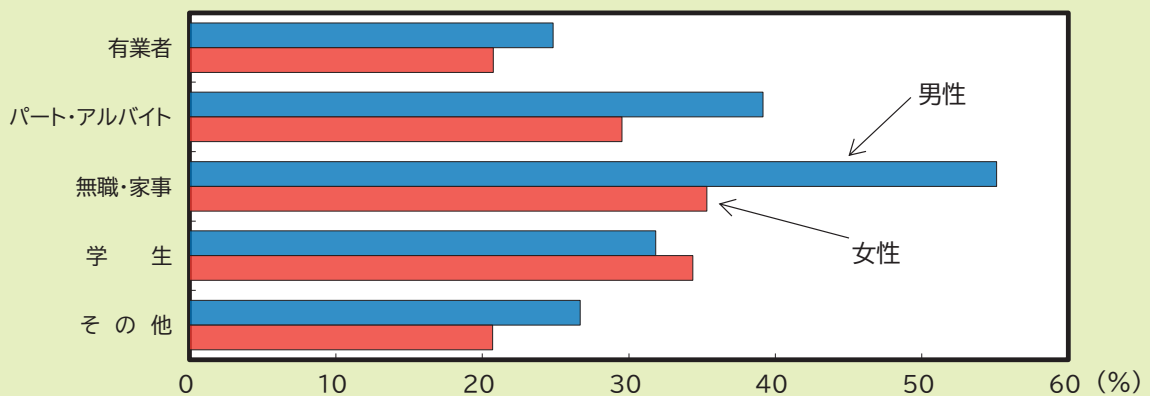
(1)未婚者(18~34歳)のうち恋人又は婚約者がいる者の割合



(2)未婚者(18~34歳)のうち異性の交際相手がおらず、かつ交際を望まない者の割合



(3)未婚者(18~34歳)のうち異性の交際相手がおらず、かつ交際を望まない者の割合(2015年、職業別)



(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」により作成。

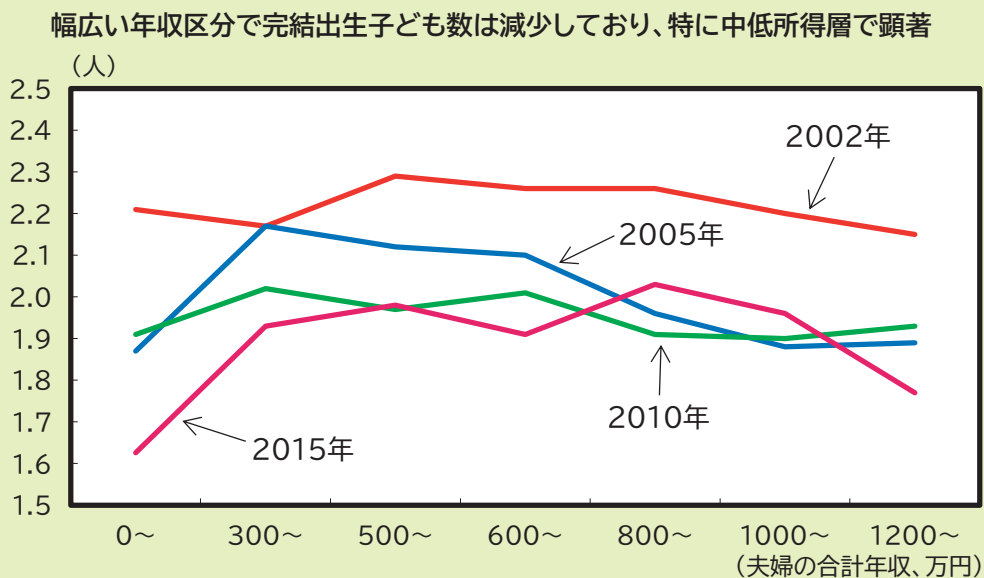
2. 有業者は、農林漁業、農林漁業以外の自営業、専門職・管理職、事務職・販売・サービス職、工場などの現場労働の合計。

● 出産に伴う経済的側面への意識が高まっている可能性

ここまでは、主に低迷する有配偶率の背景について、雇用・所得環境面から考察してきたが、ここからは有配偶出生率の動向と背景について、経済的な観点からみていく。前掲第2-2-4図で確認したとおり、近年は有配偶出生率も少子化進行の背景となっており、既に配偶者のいる世帯における追加出生希望を叶え、有配偶出生率を高めることは重要である。また、出産の阻害要因を除くことがそのまま、有配偶率の上昇につながる可能性がある。

まず、年収区分別に完結出生子ども数（結婚からの経過期間15～19年の夫婦の平均出生子ども数）をみると、いずれの年収区分においても、2002年から直近調査の2015年まで低下しており、所得に関わらず女性が生涯で持つ子どもの数は減少しているが、2005年からの変化をみると、夫婦の年収が600万円を下回る中低所得階級における減少が相対的に目立つ（第2-2-11図）。

第2-2-11図 年収区分別にみた完結出生子ども数



(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」により作成。  
2. 婚姻持続期間が15～19年の夫婦の平均出生子ども人数を完結出生子ども数として示した。

これを踏まえ、各家庭の所得環境が、出生順位別にみた子どもを持つ割合<sup>60</sup>に与える影響について、ロジットモデルを用いて分析する（第2-2-12図（1））。全体的な傾向としては、夫の年収が増加すると子どもを持つ割合が高まる関係が観察される。1994年と比較すると、2019年では、いずれの年収帯においても子どもを持つ割合は低下しているが、第一子（(1)①）では、夫の年収が600万円を下回るポイント、第二子以降（(1)②）では、夫の年収が

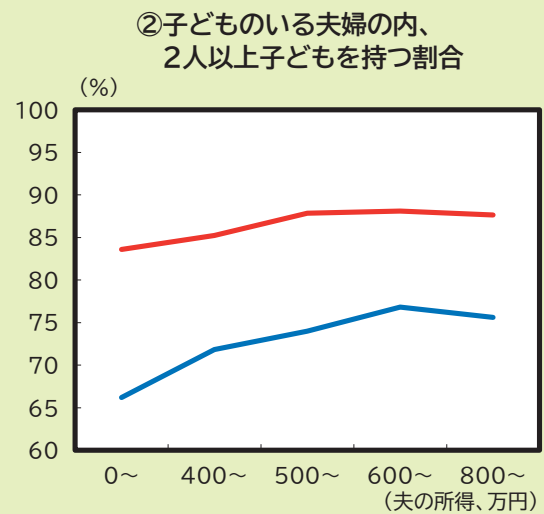
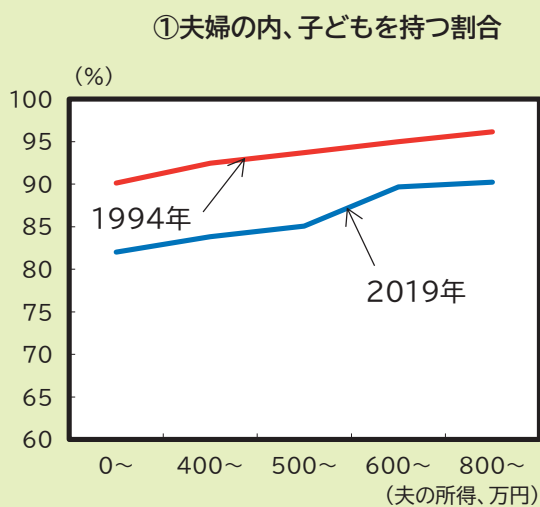
注 (60) ここでは、総務省「全国家計構造調査」「全国消費実態調査」の調査票を用いているため、各調査時点において、同一属性の家計での年収の変化に応じた第一子、第二子を持つ割合を示している。

400万円を下回るポイントで、子どもを持つ割合の下落幅が大きくなっている。また、2019年について、都市階級別にみると、大都市以外の都市階級では、第一子（(2) ①）では、夫の年収の上昇に連れて子どもを持つ割合が高まる一方、大都市ではこうした傾向が弱い。また、第二子以降（(2) ②）では、大都市の年収400万以上の層では所得との関係がほぼみられないことが分かる（第2-2-12図（2））。

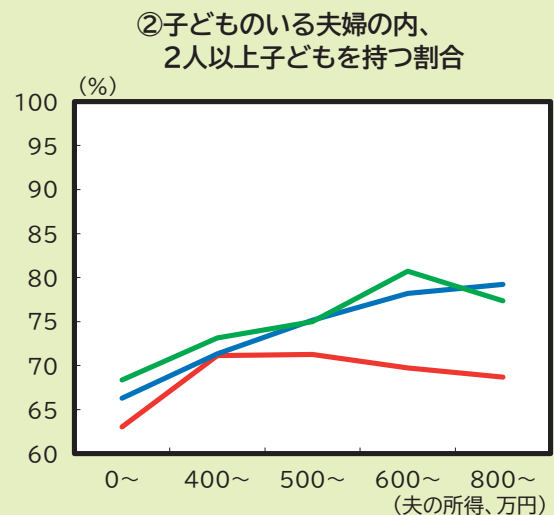
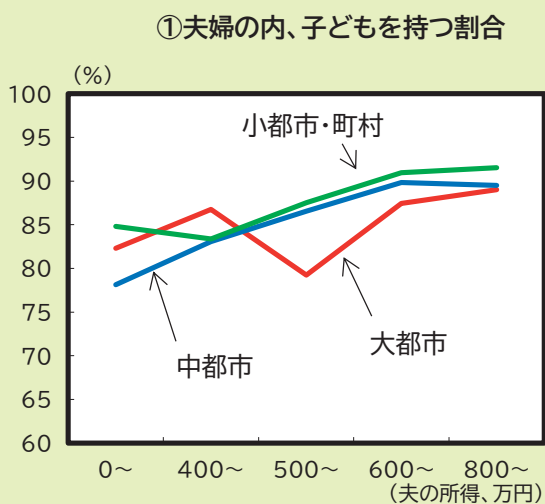
### 第2-2-12図 年収と子どもを持つ割合の関係

低年収層を中心に子どもを持つ割合が下がり、大都市では所得増が出生増に結び付きにくい傾向

#### (1) 年収と子どもを持つ割合の関係



#### (2) 都市階級別の年収と子どもを持つ割合の関係



- (備考) 1. 総務省「全国家計構造調査」、「全国消費実態調査」により作成。  
 2. 各統計の調査票を利用し、妻が35~44歳の夫婦のみあるいは夫婦と未婚の子から成る世帯を対象に子どもを持つ数をロジットモデルで分析した。図は、各年における平均的な属性の世帯を想定したときの割合。詳細は付注2-6を参照。  
 3. 分析の対象とした妻が35~44歳の夫婦のみあるいは夫婦と未婚の子から成る世帯について、2019年における夫の所得の中央値は550万円。



ここでの分析結果は以下のように総括される。第一に、経済的な理由が出生行動に及ぼす程度が強まっており、1994年と比較すると特に中低所得層（夫の年収の中央値である550万円を下回る階級）で子どもを持つ割合が低下している。第二に、大都市部を中心に、所得が増えても子どもを持つ割合、特に第二子を持つ割合が高まりにくい傾向が観察される。大都市部では、子どもが増えることによる追加的な居住コストが高いことが背景の一つとして考えられる。また、家計が子どもの数と、一人当たりの子育て費用のトレードオフに直面しているとするBecker（1960）の量・質モデル<sup>61</sup>を前提とすれば、大都市に居住する者ほどこのトレードオフから出生数を増やしにくくなっている可能性も指摘できる<sup>62</sup>。

### ●教育関係費が最も多い子育てステージにあたる壮年期にかけての所得上昇期待が低下

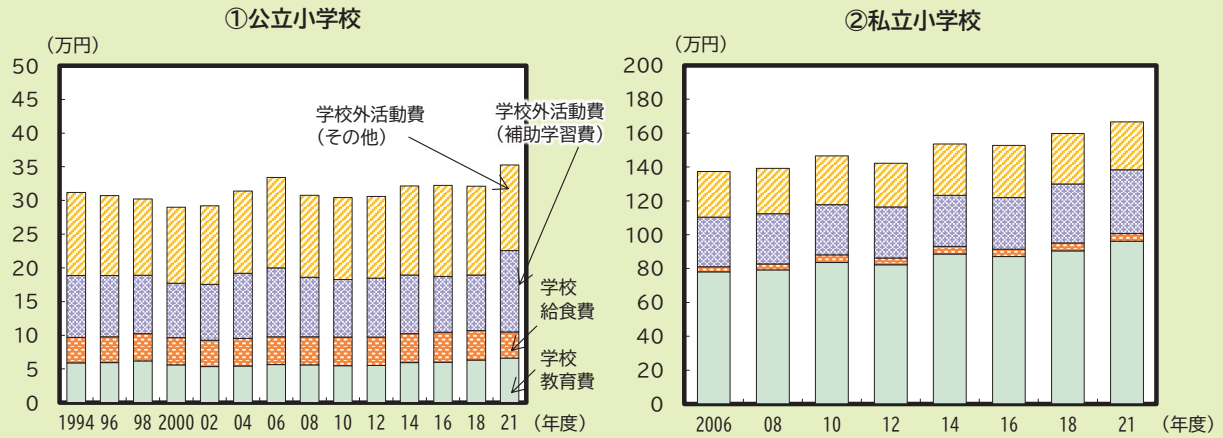
では、子育てに伴い発生する教育費用はどのように推移してきたのであろうか。家計の教育費用を、塾・習い事などの学校外活動も含めて幅広く調査する文部科学省「子供の学習費調査」を用いて、高等学校卒業までの教育段階別に教育費の推移をみると、高等学校では2010年の公立の授業料無償化、私立への就学支援金支給により、一時的に負担額の減少がみられるが、これを除くと、公立・私立を問わず、幅広く増加傾向にあることが分かる（第2-2-13図（1）～（3））。特に、小学校や中学校では、平均値でみれば、公立・私立を問わず「補助学習費（塾代などが含まれる）」がコロナ禍であった2021年にかけて増加している<sup>63</sup>。また、独立行政法人日本学生支援機構「学生生活調査」を用いて、大学授業料の推移をみると、国立・公立大学では横ばい圏内にあるが、私立大学では2004年から2014年にかけて約10万円程度上昇し、その後横ばいで推移している（第2-2-13図（4））。また、いずれの教育段階でも、一般に高額な授業料を伴う私立に通う子どもの割合も上昇傾向にある<sup>64,65</sup>（第2-2-13図（5））。

- 注
- (61) 家計は子どもの人数（量）と、子ども1人当たりにかかる子育て費用（ここでは高い教育コストにより育てられた子どもの「質」が高いと想定する）間のトレードオフに直面していることから、親の所得の上昇が子どもの「量」ではなく「質」に向かう場合には所得の上昇と子どもの数の関係が薄れることが示唆される。
  - (62) 付図2-3にあるとおり、人口規模の大きい都道府県では子ども一人当たりの教育費も高い傾向がある。付図2-3については、付注2-7を参照。
  - (63) なお、同調査では平均値だけではなく、補助学習費の支出額別の分布情報も確認できる。結果は付図2-4のとおりであり、小学校では「25万円以上」以降、中学校では「35万円以上」以降の比較的支出額が多い支出段階の割合が高まっている。他方で、補助学習費の支出がない世帯の割合も高まっている。
  - (64) 我が国同様に少子化が進む韓国を対象とした韓・相馬（2016）では、韓国における少子化の原因の一つとして、OECD諸国の中で最も高い私教育費の存在を指摘している。
  - (65) こうした中で、「学生生活調査」によれば大学（昼間部）に通う学生のうち、奨学金受給者の割合は、2002年度では31.2%程度であったが、2020年度には49.6%に達している。奨学金の普及は大学進学率の向上に寄与しているとみられ、生涯可処分所得への影響についてはより詳細な分析を要するが、若年期の負債の存在が晩婚化を通じて少子化に寄与している可能性も考えられる。

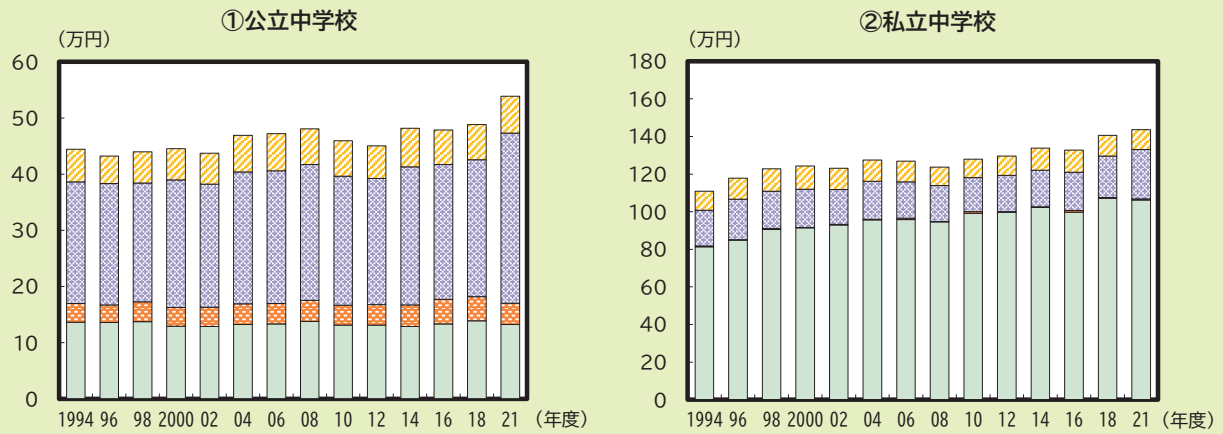
第2-2-13図 教育段階別の教育費の推移

公立・私立のいずれでも家庭の教育費負担は増加傾向

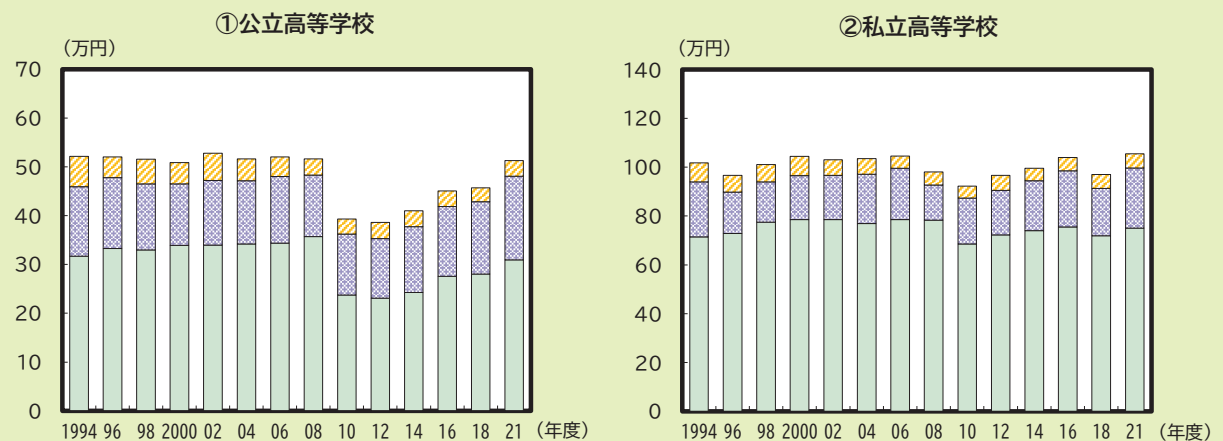
(1) 小学校



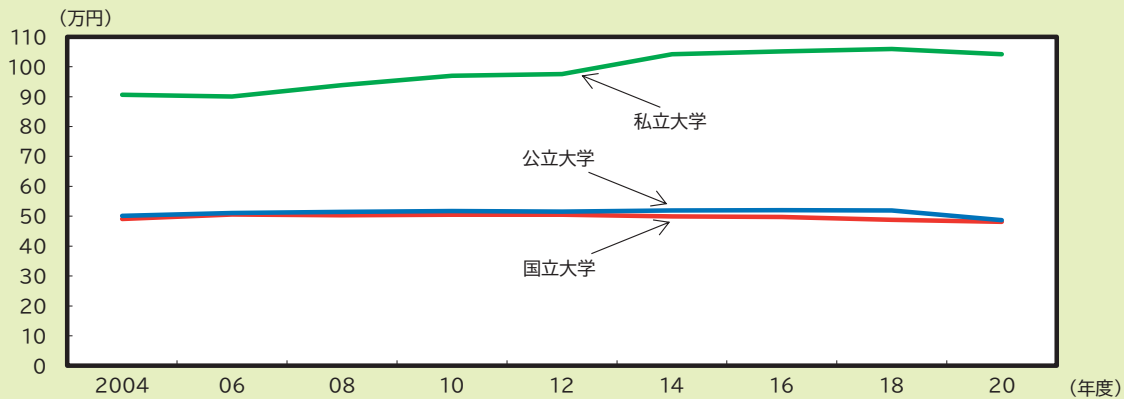
(2) 中学校



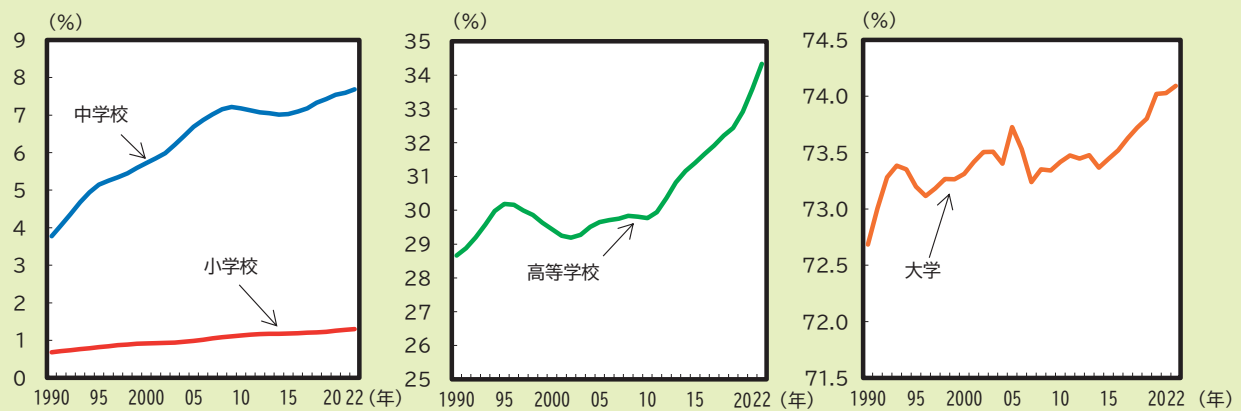
(3) 高等学校(全日制)



(4)大学(昼間部・授業料のみ)



(5)私立の在学者数割合の推移



(備考) 1. 文部科学省「子供の学習費調査」、「学校基本調査」、独立行政法人日本学生支援機構「学生生活調査」により作成。  
 2. (1)～(3)について、2021年度調査では、調査項目の定義や調査手法に変更があったことに留意が必要である。

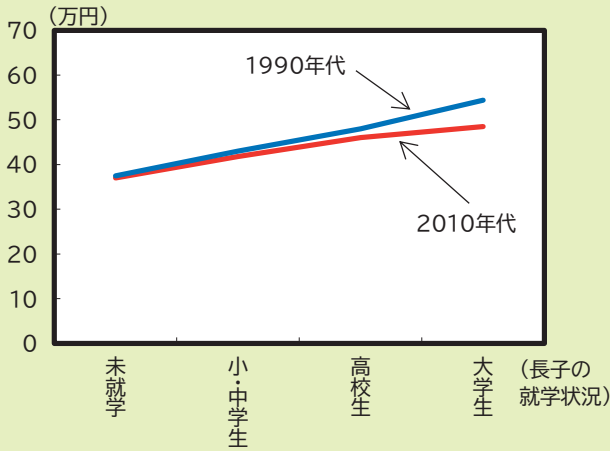
次に子育てのステージ別に家計の所得がどのように推移してきたのか確認する。子ども二人と夫婦からなる世帯をみると、長子が進学するにつれて、世帯主の勤め先収入は増加する傾向にあるが、1990年代に比べ2010年代<sup>66</sup>は増加ペースが緩やかになっている(第2-2-14図(1))。この結果、2010年代の世帯主月収は、長子が高校生の時点では1990年代対比で2万円程度、長子が大学生の時点では6万円程度の低下となっている。この間、女性の労働参加が進んだため、世帯主と配偶者との合算月収では状況の改善がみられるが、長子の進学につれた所得上昇幅は1990年代対比で2010年代ではなお小さい傾向にあるほか、長子が大学生時点の月収は3万円弱低くなっている(第2-2-14図(2))。こうした中で、長子の年齢別の教育関係費をみると、進学につれて必要なコストは増加傾向にある(第2-2-14図(3))。

注 (66) 1990年代は1994年調査と1999年調査の平均値、2010年代は2014年調査と2019年調査の平均値。

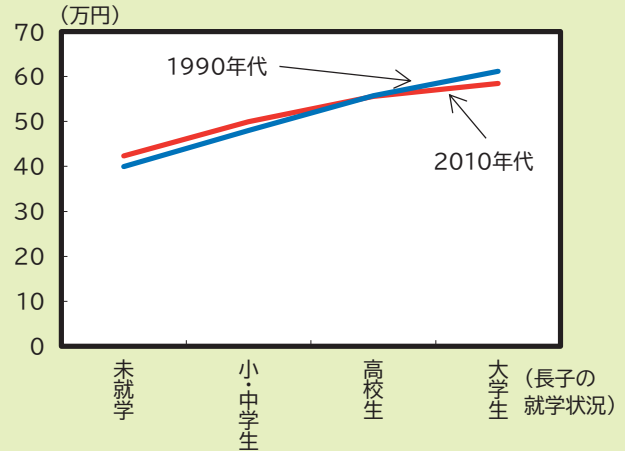
第2-2-14図 子育てステージ別にみた収入と教育費

長子の進学に連れて教育費は増加するが所得上昇幅は低下傾向

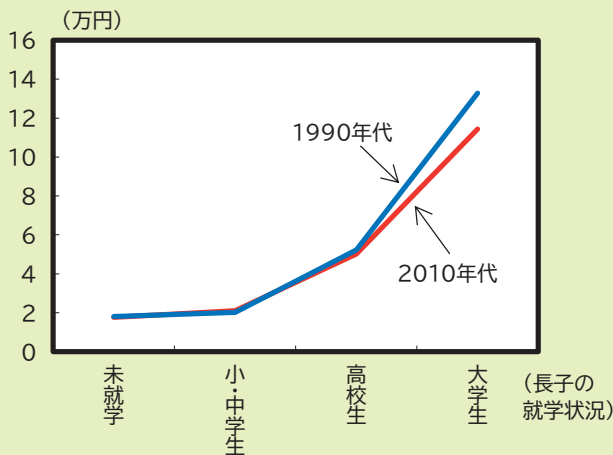
(1)世帯主の勤め先月収



(2)世帯主+配偶者の勤め先月収



(3)1か月あたりの教育費



- (備考) 1. 総務省「全国家計構造調査」、「全国消費実態調査」により作成。  
 2. 1990年代は1994年調査と1999年調査の平均。2010年代は2014年調査と2019年調査の平均。  
 2019年調査は10、11月の2ヶ月、それ以外は9、10、11月の3ヶ月平均。  
 3. 大学生には、大学院生、短大生、高専生を含み、加えて2010年代は専門学生も含む。  
 4. 夫婦と子ども2人の勤労者世帯を対象とした集計結果。

勤続年数を重視する年功序列型は、こうした年齢が上がるに伴い増加する生計費を賄うための生活給重視の賃金体系と整合的であったと考えられるが、労働移動の活性化や女性活躍の推進等による我が国全体の生産性向上・賃金上昇の観点からは、見直すべき点も多い。こうした中で、企業が生産性を高め、構造的に賃金上がる環境を整えるとともに、労働者もキャリアを通じてリ・スキリングに取り組むことで、賃金カーブのフラット化が生涯収入の減少につながらないようにしていくことが重要である。また、賃金体系が生活給的側面を弱めていくこと

を前提とすれば、政府による経済的支援の強化<sup>67</sup>も必要であるほか、補助学習費の負担を軽減する観点からは優れた教師や教育環境の確保によって公教育の質を高めていくことも重要である。

### ●我が国は女性の家事時間が長く、男性育休利用・シッター利用も限定的

以上は、金銭的負担の軽減という観点からみた有配偶出生率の議論であったが、夫の家事・育児参加が追加出生意欲に影響を及ぼすとの研究結果も我が国では多く報告されており<sup>68</sup>、家計全体としての育児に費やすことができる時間制約の解消や、女性の負担軽減も課題であろう。

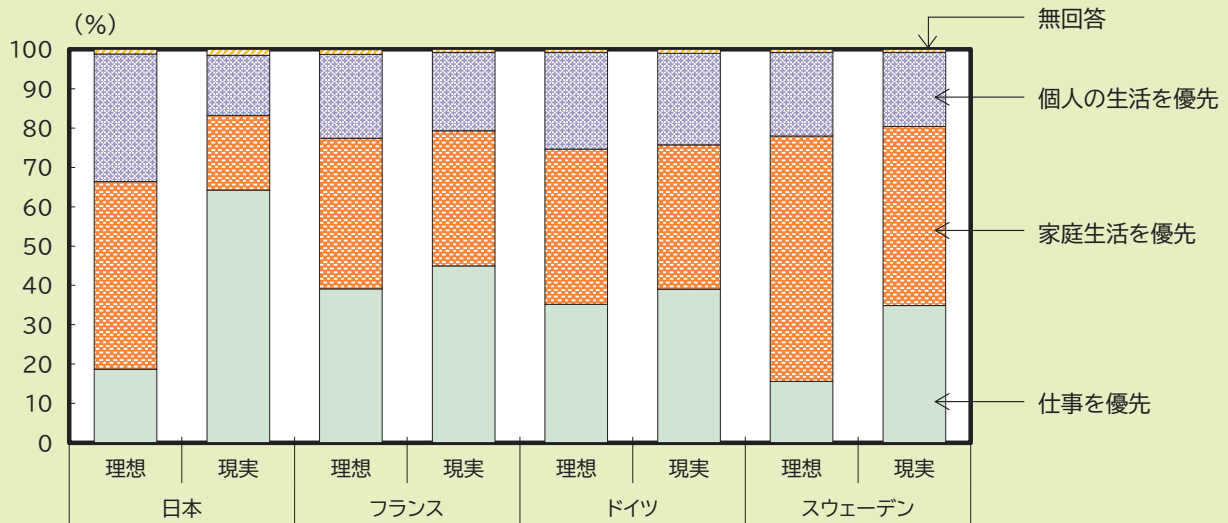
日本では、女性の労働参加が進み、足下では共働き世帯が片働き世帯の3倍近くの規模に達しており<sup>69</sup>、育児をしている女性の7割以上が仕事をしている<sup>70</sup>。一方、女性の無償労働時間（家事・育児などの対価の発生しない家庭内での労働）の分担割合は世界的にみても依然として大きい<sup>71</sup>。実際、前掲第2-1-23図のとおり、我が国では女性の家事・育児時間が男性対比で長く、出産後の女性の負担感は大きいとみられる。

こうした無償労働時間の男女差の背景を考察するために、内閣府が日本を含む4か国を対象に実施した生活優先度の理想と現実に関するアンケートをみてみよう。日本では理想としては家庭生活を優先したい男性が47.7%を占め、スウェーデンに次いで潜在的には家庭生活を優先したい男性の割合が高いが、現実としては家庭生活を優先できている男性の割合は19%と4か国の中で最低であり、理想と現実の乖離が目立つ（第2-2-15図）。一方で、理想に反して優先順位が高いのが仕事となっている。この結果を踏まえれば、男性の育児参加を促進するためには働き方の見直しが重要であるほか、手取りで10割相当の給付率への引上げを決定した「こども未来戦略方針」を着実に実行していくことが重要である<sup>72</sup>。

- 注 (67) 「こども未来戦略方針」(2023年6月13日閣議決定)では、児童手当の拡充(所得制限の撤廃、支給期間の高校生年代までの延長、第三子以降の3万円給付)、高等教育費の負担軽減(貸与型奨学金の減額返還制度について年収上限の引上げ、授業料減免および給付型奨学金について2024年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層に拡大すること等)により、ライフステージを通じた子育てに係る経済支援の強化を決定した。
- (68) 例えば、水落(2011)は、公益財団法人家計経済研究所「現代核家族調査2008」の調査票情報を用いて、第一子出産時の夫の出産・育児に関する休暇取得日数が長いほど、第二子以降の出生を促す傾向を指摘している。また、加藤・福田(2018)は、厚生労働省「21世紀出生児縦断調査」の2001年コーホートを用いて、第一子・第二子の出生後の夫の育児参加度が高いほど次子を持つ確率が高まる傾向を報告している。
- (69) 内閣府男女共同参画局(2023)を参照。
- (70) 令和4年就業構造基本調査によると、未就学児をもつ女性に占める有業者の割合は73.4%(平成29年同調査では、同割合は64.2%)まで高まっている。
- (71) 例えば、内閣府男女共同参画局(2023)を参照。また、内閣府政策統括官(経済財政分析担当)(2023)の第2章は、我が国における男女間の家事・育児時間の差は感染症拡大以降に縮小傾向にあるが、依然として大きな差が残っていることを指摘している。
- (72) 「こども未来戦略方針」(2023年6月13日閣議決定)では、出産後一定期間内に両親ともに育児休業を取得することを促進するため、給付率を現行の67%(手取りで8割相当)から、8割相当(手取りで10割相当)へと引き上げるとしている。

## 第2-2-15図 男性の仕事と家庭生活のバランスの理想と現実

働き方の見直しが女性の家事・育児負担の改善の上で重要



(備考) 1. 内閣府「令和2年度少子化社会に関する国際意識調査報告書」により作成。  
 2. 調査対象は日本、フランス、ドイツ、スウェーデンの4か国、20～49歳の男性。  
 調査時期は2020年10月～2021年1月。回収数はそれぞれ以下のとおり。  
 日本：648、フランス：493、ドイツ：520、スウェーデン：505。

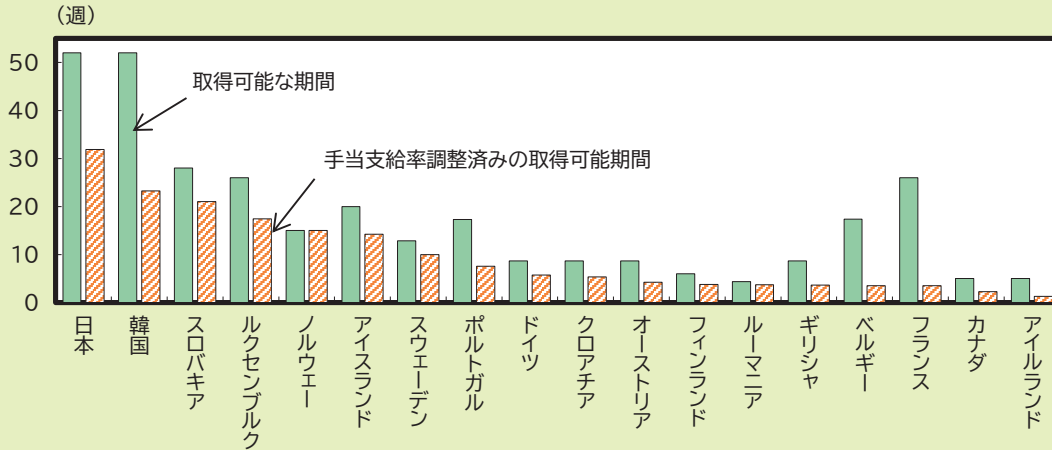
また、共働き・共育てを支援する社会的な仕組みとして、男性の育休取得（男性の育児参加による負担軽減）とベビーシッター（外部サービスによる負担軽減）に注目して国際比較を試みる。まず男性の育休制度についてみると、我が国では法律で定められた取得可能期間は50週と国際的にみて最も長くなっている（第2-2-16図（1））。育児休業手当の支給割合を加味した手当支給率調整済みの取得可能期間（育児休業給付金の支給率が国によって異なるため、国際比較をするために給付金が給料の100%であるとして換算した場合の休業期間）でも、諸外国よりも長い。他方で、利用実態をみると、我が国ではスウェーデン・ドイツ・フランスといった欧州諸国と比較して取得割合、取得期間の両面で見劣りしている（第2-2-16図（2））。法的な制度の整備が進んでいる一方で利用実態が伴わないことを踏まえると、職場や当人の意識が制度を形骸化させている可能性が懸念される。しかし、厚生労働省の調査によれば父親の育児休業取得率は上昇を続けるなど、徐々に状況の改善がみられる。（第2-2-16図（3））。政府は「両立支援等助成金」の下、男性労働者が育児休業を取得しやすい環境の整備措置を複数実施するとともに、労使で合意された代替する労働者の残業抑制のための業務の見直しなどが含まれた規定に基づく業務体制整備を行い、育児休業を取得させた中小企業事業主等へ助成金を支給している<sup>73</sup>。こうした取組も利用される下で、各職場で男性の育児休業取得を前提とした働き方の見直しが進むことが期待される。

注 (73) さらに、男性の育休取得率を2025年に公務員で85%、民間で50%に引き上げ、育児・介護休業法における育児休業取得率の開示制度の拡充を検討するほか、給付率の現行の67%から8割程度への引上げや周囲の社員への応援手当等の育休を支える体制整備を行う中小企業に対する助成措置の大幅強化が検討されている（「こども未来戦略方針」（2023年6月13日閣議決定）を参照）。

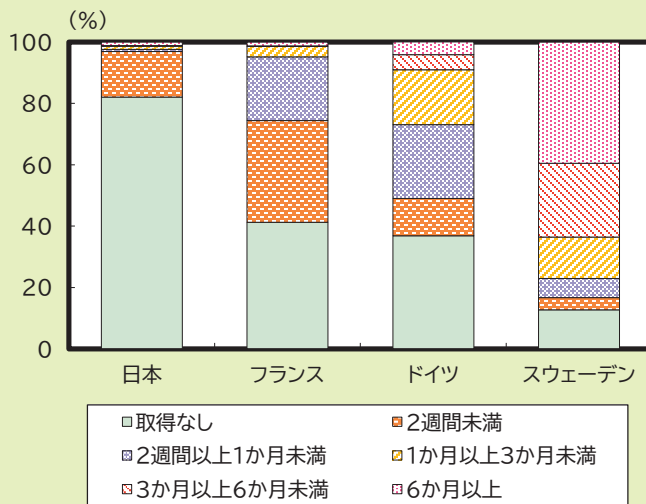
第2-2-16図 男性の育児休業の利用状況

我が国では制度整備状況との対比で男性育休の利用実態に課題があるが、近年は改善傾向

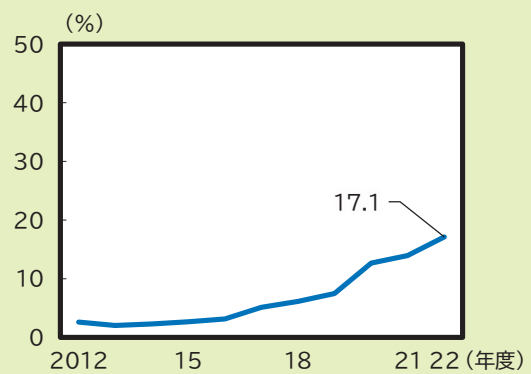
(1)父親のみを対象とした育休制度の国際比較



(2)男性の育休制度の利用実態の国際比較



(3)日本における男性の育休取得率の推移

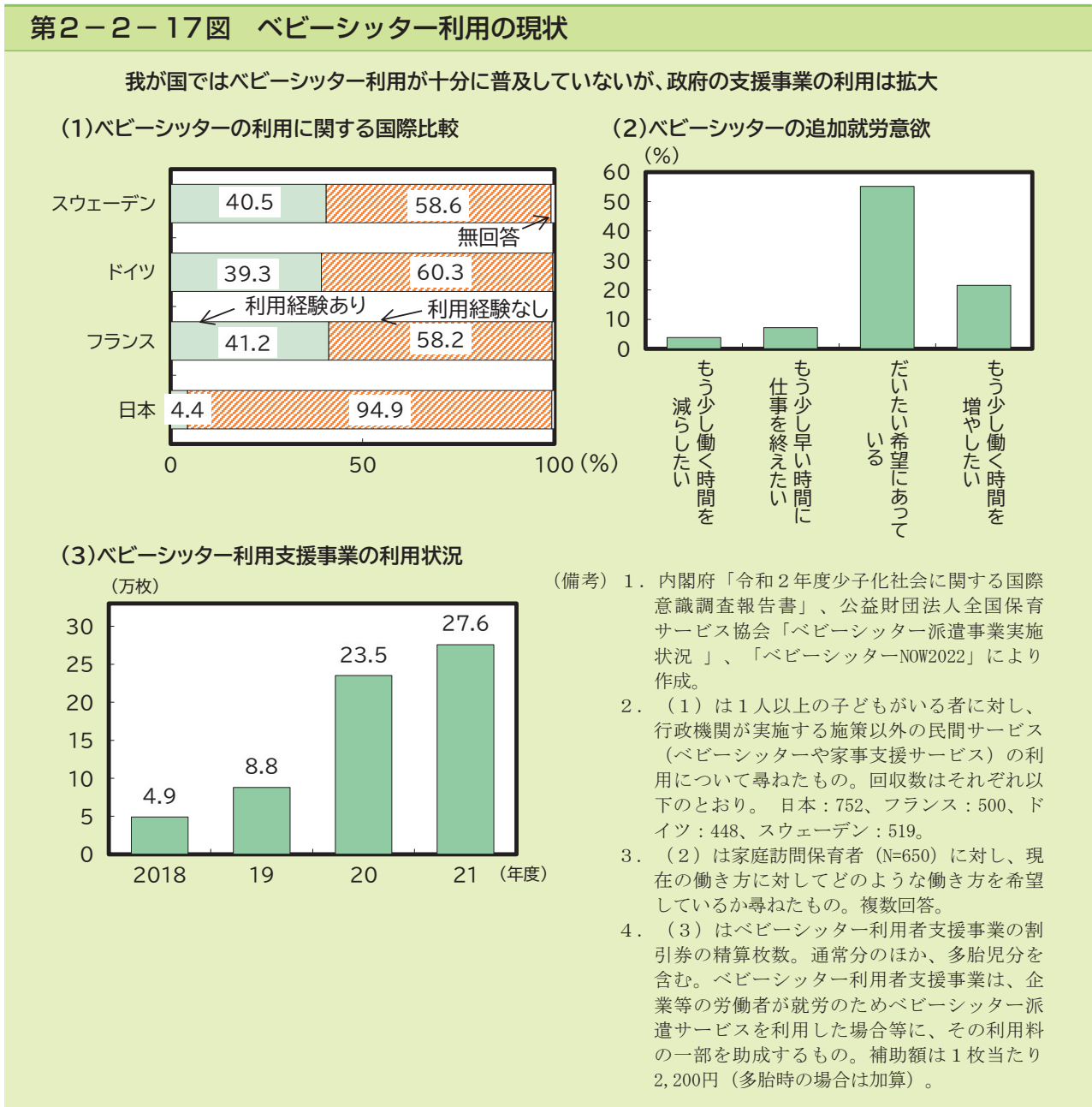


- (備考) 1. OECD.Stat、内閣府「令和2年度少子化社会に関する国際意識調査報告書」、厚生労働省「雇用均等基本調査」により作成。  
 2. (1)は、父親のみが取得できる法定の育児休業期間について調査したもの。手当支給率調整済みの取得可能期間は、取得可能期間に手当支給率を乗じて算出されている。  
 3. (2)は、直近の子どもが生まれたときの出産・育児に関する休暇の取得状況及びその期間について尋ねたもの。回収数はそれぞれ以下のとおり。日本：720、フランス：477、ドイツ：434、スウェーデン：496。  
 4. (3)は、調査前年の9月30日までの1年間に配偶者が出産した労働者のうち、調査時点（調査年の10月1日）まで育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む）の割合。

また、我が国では核家族化が進み祖父母の育児への協力が得にくくなる一方で、居宅訪問型の保育事業者であるベビーシッター利用への抵抗感が根強いという指摘<sup>74</sup>も聞かれる。内閣府

注 (74) 中小機構が2019年に1000人を対象に実施したアンケート調査結果によれば、今後ベビーシッターを積極的に利用したい人の比率は全体の3%にとどまるが、「どちらともいえない・わからない」と回答した人を含めると、全体の25%が利用に否定的な意向を持っていないことから、潜在的な需要は相応にあることが指摘されている。

が実施したアンケートによれば、我が国におけるベビーシッターの利用割合は、スウェーデン・ドイツ・フランスといった欧州諸国と比較して大幅に低い（第2-2-17図（1））。ベビーシッターへのアンケート調査をみると、現在よりも保育を請け負う時間を増加させることを希望する者の割合が、減少させることを希望する者の割合を上回っており、現時点でもサービスの供給余力の存在も感じられる（第2-2-17図（2））。こうした中で、内閣府が実施<sup>75</sup>するベビーシッター利用の支援事業における助成実績は増加傾向にある（第2-2-17図（3））。こうした助成事業等を通じて利用を普及させる中で、家庭における育児負担軽減策の選択肢を増やすことは重要である。



注 (75) 2023年度より、ベビーシッター利用者支援事業は、内閣府からこども家庭庁に移管された。



### ●雇用・所得環境、住宅・子育て費用、保育所整備状況の差が、地域間の出生率差に影響

次に、出生率に影響を及ぼすと考えられる複数の要因がそれぞれどの程度の影響を持ちうるのかを確認するために、我が国の地域間の違いを利用して分析する。具体的には、都道府県別の2010年代以降の平均的な合計特殊出生率の差<sup>76</sup>を、有配偶率要因と有配偶出生率要因に分解した（第2-2-18図（1））。合計特殊出生率が全国平均を下回る都道府県をみると、東京都は有配偶率が大幅に低いことが合計特殊出生率を相対的に大きく押し下げている。他方、下位に位置している北日本の北海道、秋田県、宮城県では有配偶率出生率要因が、西日本の京都府や奈良県では有配偶率要因が低出生率の背景にあり、それぞれ単一の要因ではなく、複数の要因が背景にあって地域差を生んでいる。

次に、各都道府県の有配偶率要因と有配偶率出生率要因（いずれも全国平均からのかい離）を被説明変数とし、これらがどのような要因に左右されるのかを検証する回帰分析を実施した。ここまでの考察も踏まえて、結婚や出産行動に影響を及ぼしていると考えられる、雇用・所得環境（賃金<sup>77</sup>、非正規雇用者割合<sup>78</sup>）、子育て費用負担（教育費<sup>79</sup>、家賃）、女性の出産に伴う機会費用の軽減措置（保育所の整備状況<sup>80</sup>、長時間労働者割合）を説明変数として採用した<sup>81</sup>。

結果をみると、まず有配偶率要因は、①非正規雇用者割合が高まるほど、②教育費が高いほど、③家賃が高いほど、その地域で統計的に有意に低いことがわかる（第2-2-18図（2））。男性の非正規雇用者割合の高さが有配偶率を下押しする点については、年収が高くなるほど未婚率が下がるという前掲第2-2-6図での確認結果と整合的である。また教育費用は、子どもがいない場合には結婚生活で発生する費用ではないが、教育費負担の高さが結婚の妨げになるという関係性には一定の説得力がある。さらに、子どもを持たなければ、共稼ぎのまま一緒に住み住宅費用を共有することが経済的になるとの考え方もあるが、家賃の高さが有配偶率の押し下げ要因となっているという結果についても、結婚に際して出産を想定して広い居住スペースが必要になる、若しくは出産により片方の所得が減り、生活コストを共有する経済的なベネフィットが損なわれると考えている者が少なくないことの証左と言えよう。このことは、経済的な側面からの子育て支援が結婚の後押しにもなる可能性を示唆している。

また、有配偶出生率は、①賃金が下がるほど、②潜在保育所定員率が下がるほど、③家賃が

- 注 (76) 厳密には2010年、2015年、2020年の平均値を用いている。ここでの分析では、地域別データの各年データの振れを均すために、基本的には各変数は三回分の調査の平均値を用いている。詳しくは付注2-7を参照。
- (77) 結婚・出産が多い地域では女性の収入が下がることによる推計値へのバイアスを抑えるために、若年期の男性に限定した年収を用いる。
- (78) 結婚・出産が増えることによる女性の非正規雇用割合の増加による推計値へのバイアスを抑えるために、若年期の男性に限定した非正規雇用割合を用いている。
- (79) 学校教育費に加えて補助学習費も含む。
- (80) 宇南山（2009）を参考に、25～34歳の女性人口と保育所定員数の比率である「潜在的保育所定員率」を用いている。
- (81) 総務省「全国家計構造調査」「全国消費実態調査」「就業構造基本調査」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の都道府県別集計結果を用いている。都道府県単位の集計結果は、各調査回の回答値の振れも大きいとみられることから、5年毎の調査である「全国家計構造調査」「全国消費実態調査」「就業構造基本調査」の値は直近3回分の調査の平均値、年次調査の厚生労働省「賃金構造基本統計調査」は2020年、2015年、2010年（前者のデータの調査期間とおおむね揃えた時点）の3年分の平均値を利用している。なお、各地域の家賃・教育費の水準は、当該地域の家賃水準の影響を受けるため、これらの説明変数間には相関がみられるが、頑健性確認として、賃金を除いてみても家賃・教育費の符号は変化しない。本推計における各説明変数の都道府県間の比較は付図2-3を参照。

高いほど統計的に有意に下がることが分かる（第2-2-18図（3））。賃金が出生行動に影響を及ぼす点は、出産・育児に伴うコストを踏まえれば直感的にも妥当性があると思われ、賃上げが夫婦の出生数を引き上げる上でも重要であることが示唆される。保育所の整備は、働く女性の機会損失の低減を通じて出生を後押しすることが示唆されるとともに、待機児童解消等のための保育所整備の政策的な推進が出生率上昇に効果を持ったことが示唆される。家賃は、上記のように有配偶率の押下げ要因としても統計的に有意であったが、有配偶者の中での出生数にも影響を及ぼす変数となっており、子育て世帯の住宅費用負担の軽減が出生数の引上げに資することが示唆される。政府では、公的賃貸住宅を対象に子育て世帯が優先的に入居できる取組のほか、空き家の活用や住宅金融支援機構を通じた支援が検討されており、こうした施策によって、住宅事情を理由に理想の子ども数を持たない家庭が減少することが期待されている<sup>82,83</sup>。

## 注

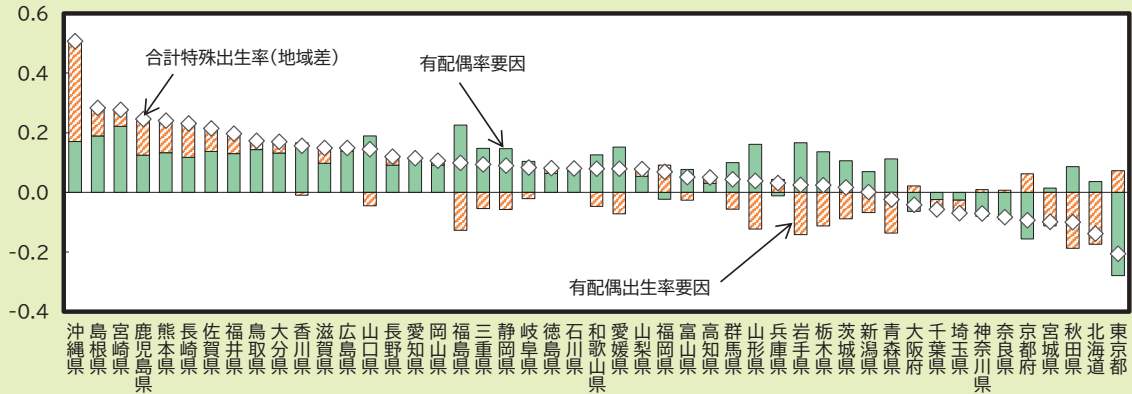
(82) 「こども未来戦略方針」(2023年6月13日閣議決定)を参照。

(83) 「長時間労働者割合」は有配偶率要因・有配偶出生率要因のいずれに対しても、統計的に有意な結果とはならなかったが、本推計は地域間の差分のみを利用した推計結果であることから、この結果だけをもって長時間労働削減の取組みの効果がないと解釈することは適切ではない点に留意が必要である。

第2-2-18図 都道府県別にみた有配偶率・有配偶出生率の決定要因

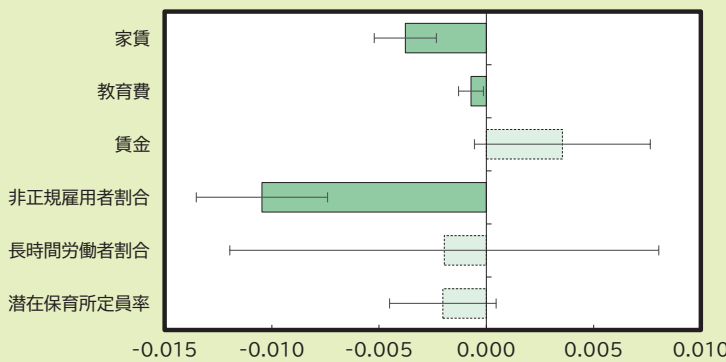
所得水準や、家賃・教育コスト、保育所の整備状況などが地域間の出生率の差に影響

(1) 都道府県別にみた全国平均との出生率の差の要因分解



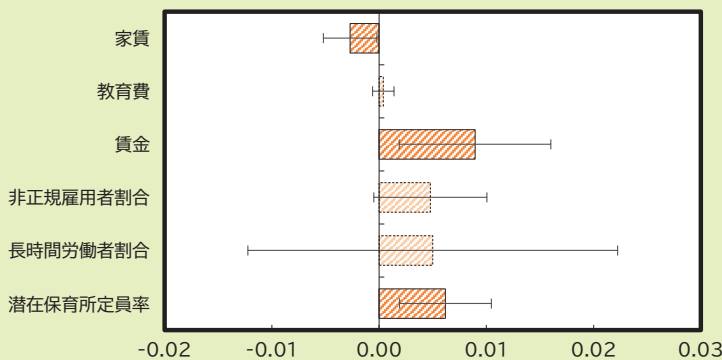
(2) 有配偶率要因への影響推計

推定値(各変数の変化1%当たりの影響度)



(3) 有配偶出生率要因への影響推計

推定値(各変数の変化1%当たりの影響度)



- (備考) 1. 総務省「国勢調査」、「全国家計構造調査」、「全国消費実態調査」、「就業構造基本調査」、厚生労働省「人口動態統計」、「賃金構造基本統計調査」、厚生労働省公表資料により作成。
2. 合計特殊出生率及びその全国平均との差の要因分解は、都道府県別の五歳階級別女性人口、未婚女性数及び母親年齢(五歳階級)別出生数により算出。詳細は付注2-7を参照。
3. 各要因への影響推計は、都道府県別の回帰分析による推定値及びその90%信頼区間であり、有意水準10%で有意でない説明変数については点線で表示している。説明変数は、金額については1.01を底とする対数をとおり、割合・率については%単位。これにより、推計結果の係数が「1%増の影響度」もしくは「1%ポイント増の影響度」と解釈できるようにしている。推計の詳細は付注2-7を参照。

### ●子育て費用の自助と公助のバランスが少子化対策実施にあたり重要

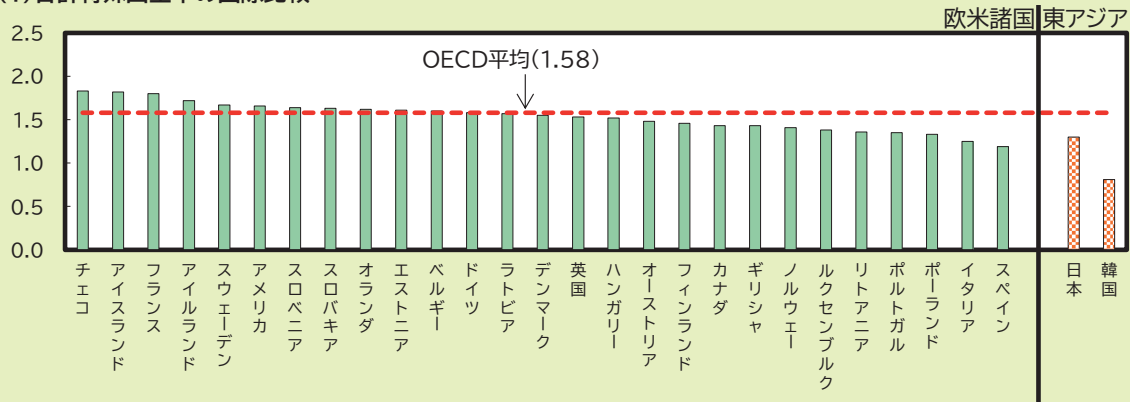
国際比較により公的支出の役割についても考える。出生率を国際比較すると、我が国や韓国といった東アジア諸国の出生率は他のOECD諸国と比較して低い傾向にある<sup>84</sup>(第2-2-19図(1))。この背景として、出産後に直面しうる経済的リスクの最も大きなものがひとり親となることであることから、ひとり親世帯がおかれている状況の比較を試みよう<sup>85</sup>。ひとり親世帯の相対的貧困率を国際比較すると、我が国や韓国の高さが際立っているが、幅広い年齢層で離婚を選択する夫婦が増えていることを踏まえれば<sup>86</sup>、ひとり親世帯の相対的貧困率が高い場合、夫婦が希望する出生数の下押しとなる可能性が考えられる(第2-2-19図(2))。また、出産後に負担が見込まれる費用を考慮するとの観点から、教育段階全般を通じた教育費の公的部門の負担割合をみると、我が国や韓国ではOECD諸国平均と比較して低い(第2-2-19図(3))。政府では、社会全体で子ども・子育てを支えていくという意識を醸成していく必要性を強く認識し、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援を強化するという方針の下、少子化対策全体の予算を積み増す方針としている。ひとり親の支援策としては、ひとり親の雇い入れ、人材育成・賃上げに向けた取組を行う企業への支援を強化する方針としている。また、資格取得を目指すひとり親家庭の父母に対する給付金制度について、資格取得期間の短縮・対象資格の拡大など、幅広いニーズに対応できる制度とすることとしている<sup>87</sup>。個々の子育てに係る親の責任は変わらず重要であるが、子どもを含めた人口問題は社会の課題である。子どもが社会の持続に必須であることに鑑みれば、少子化の進行という現実に対して、こうした取組を通じて、子育て費用についての自助と公助のバランスを再検討する必要がある。

- 注 (84) 内閣府(2022)にあるとおり、このほかシンガポール、台湾、香港といった地域の出生率も、OECD諸国対比で低くなっている。
- (85) 「こども未来戦略方針」(2023年6月13日閣議決定)では、「こどものいる世帯の約1割はひとり親世帯であり、その約5割が相対的貧困の状況にあることを踏まえれば、特に、ひとり親家庭の自立と子育て支援は、こどもの貧困対策としても喫緊の課題」と指摘している。
- (86) 厚生労働省「令和4年度人口動態統計特殊報告」により、有配偶離婚率(同年別居の離婚件数/有配偶人口)を妻の別居時の年齢別にみると、25~29歳では、1990年の10.49%から、2020年には21.39%へと2倍以上に上昇しており、他の年齢階級でもこの間2倍以上の上昇となっている。また、厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」によれば、20歳未満の子どもがいる母子世帯のうち、離婚した相手から養育費を受けている割合が28.1%(父子世帯では8.7%)にとどまる点も、ひとり親世帯が相対的な貧困に陥りやすい一因となっている。また、現状、ひとり親世帯のうち母子世帯が約9割を占めることを踏まえれば、男女間賃金格差の是正も重要である。
- (87) 「こども未来戦略方針」(2023年6月13日閣議決定)を参照。

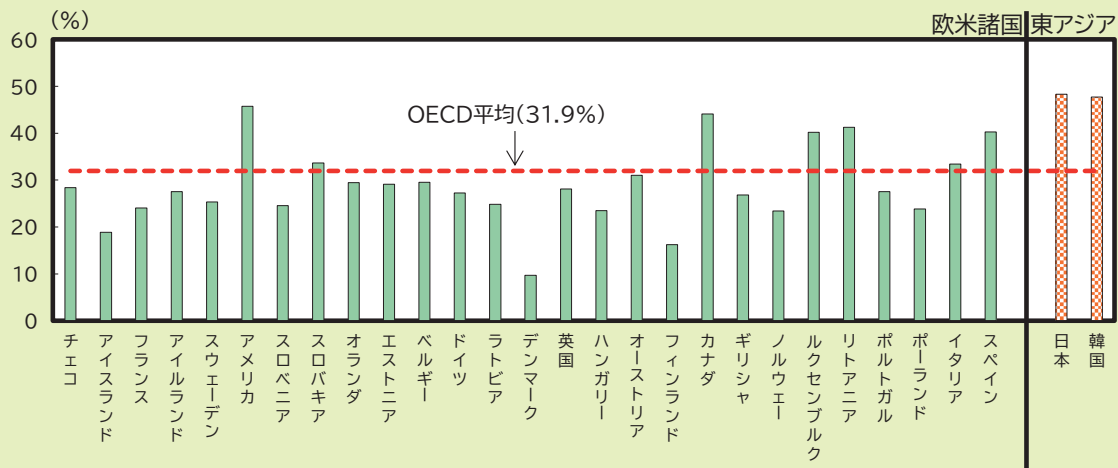
第2-2-19図 東アジアの低出生率と政府支援

我が国や東アジアでは、子育てに対する政府の支援が手薄い

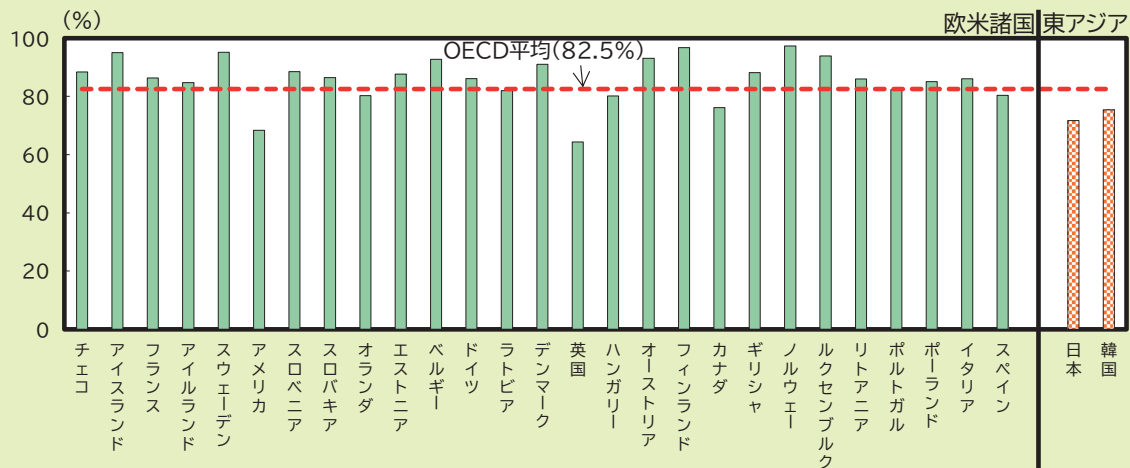
(1)合計特殊出生率の国際比較



(2)ひとり親世帯の相対的貧困率の国際比較



(3)公的機関の教育費負担率の国際比較



(備考) 1. OECD.Stat、OECD Family Databaseにより作成。  
 2. (1)及び(2)は、いずれも直近年の数値を使用。(3)は2019年の数値を使用。  
 3. (2)ひとり親世帯の相対的貧困率は、ひとり親世帯の世帯主が現役世代(18~64歳)かつ少なくとも1人の子ども(0~17歳)がいる世帯のうち、等価可処分所得がその中央値の50%を下回る人の割合である。  
 4. (3)公的機関の教育費負担率は、初等教育(初等教育前のプログラムを含む)から高等教育までの教育機関に対する支出のうち、公的機関が直接支出した金額の割合である。

### ●結婚・出産を希望する人を後押しする社会的な気運を醸成していくことも重要

最後に、ここまで、各個人にとって子どもを持つことによる費用に焦点を当てて、いかに負担を軽減していくべきか、という観点から少子化対策に必要な論点を考察してきたが、子育ての喜びをより感じられるような温かい社会をいかに実現していくかという視点も同時に重要である。具体的には、マタニティマーク、ベビーカーマークの普及啓発のほか、公共交通機関での子ども連れ家族への配慮などの環境整備を進めること等を通じて、多様な主体が連携し、結婚・出産を希望する人を後押し、優しく包み込む社会的な気運を醸成していくことも重要であろう<sup>88</sup>。

## コラム

### 2-1 出生率を国際比較する上での留意点

東アジアと欧州で出生率の水準に違いがある点を見てきたが、法律や文化が大きく異なる国家間で出生率の水準や少子化対策の効果等を比較する上では、結婚・子育て事情や出産以外の人口動態の違いにも留意する必要がある。例えば、東アジアでは出産前の婚姻を前提とする慣習が根強いが、欧米諸国では我が国や韓国に比べ婚外子割合が高い（コラム2-1図（1））。これは、婚姻率の低下が出生率の低下に直結するという、我が国における結婚行動と出生行動のデータのつながりが、諸外国では必ずしも当てはまらないことを示している。また、出生率が高いフランスやスウェーデンでは婚外子の割合が高いが、これはフランスのパクス（PACS、連帯市民協約）やスウェーデンのサムボ（同棲）といった、結婚よりも関係の成立・解消の手続が簡略で、結婚に準じた法的保護を受けることができる制度があるためである。こうした国では婚外子の多くは安定的な非婚カップルの間に生まれる<sup>89</sup>。他方で、婚外子は、平均的にみれば貧困に直面し、特に父親との関係が希薄になりがちである国も存在しており<sup>90</sup>、婚外子が置かれる環境の面でも、国際的に大きな違いが存在するとみられる。

また、外国人住民割合をみても、欧米と比較すると、我が国や韓国は低くなっている（コラム2-1図（2））。我が国では、外国人住民の方が自国出生者よりも、出生率が低い傾向にあるが、諸外国では逆に外国人住民の方が出生率の水準が高い傾向がある<sup>91</sup>（コラム2-1図（3））。このように、外国人住民の割合やその属性の差が、各国の出生率全体に影響を及ぼしている。

注 (88) 具体的な取組については、内閣府（2022）を参照。

(89) Kiernan（2004）を参照。

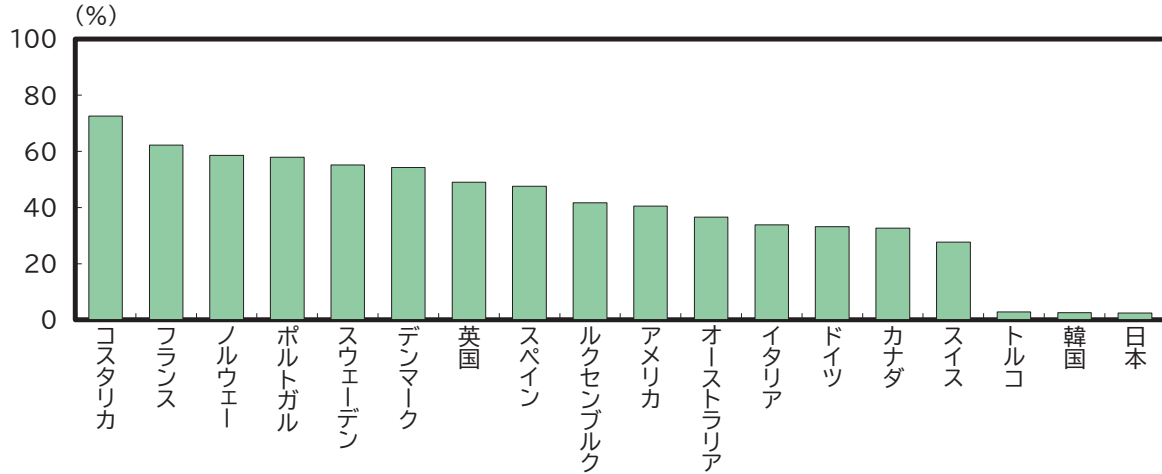
(90) 岩澤（2017）を参照。

(91) 我が国の外国人住民については、留学や就業目的で入国することが多いことがこの背景として指摘されている。詳しくは、第70回E S R I政策フォーラム（2023年6月23日）を参照。また、我が国で就業している外国人女性は、育児休業取得が難しい非正規雇用など相対的に子育てしにくい社会環境に置かれているため、定住化が進んでも出生率の上昇にはつながりにくいとの見方もある（Korekawa（2023））。

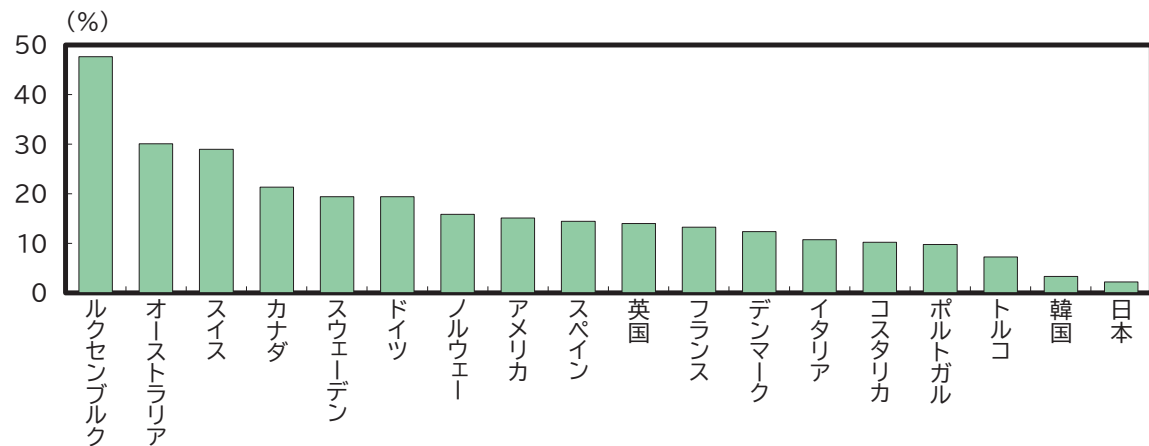
コラム2-1図 婚外子と外国人住民の国際比較

家族の在り方や外国人住民受け入れの考え方において、国際的に大きなギャップが存在

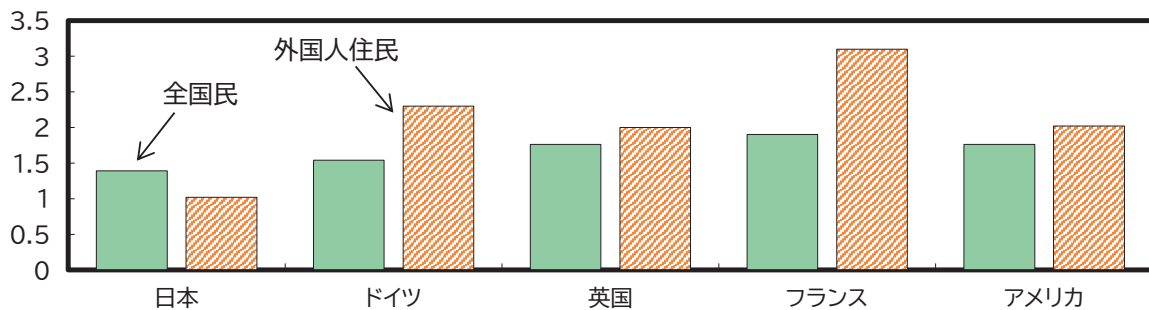
(1) 婚外子割合の国際比較



(2) 外国人住民割合の国際比較



(3) 全国民と外国人住民の期間合計特殊出生率比較



(備考) 1. 国連人口局データ、OECD.Stat、岩澤 (2023)、Camarota and Zeigler (2021) により作成。  
 2. (3) について、ドイツの外国人住民の期間合計特殊出生率は2018年-19年平均、アメリカは2019年、その他は2014年-19年平均。Foreign-born及びforeign residentsを外国人住民と表記している。